

第5章 模倣品対策の司法救済—民事訴訟

第1節 概要

1. 関連法律

(1) 知的財産権民事訴訟の一般規定

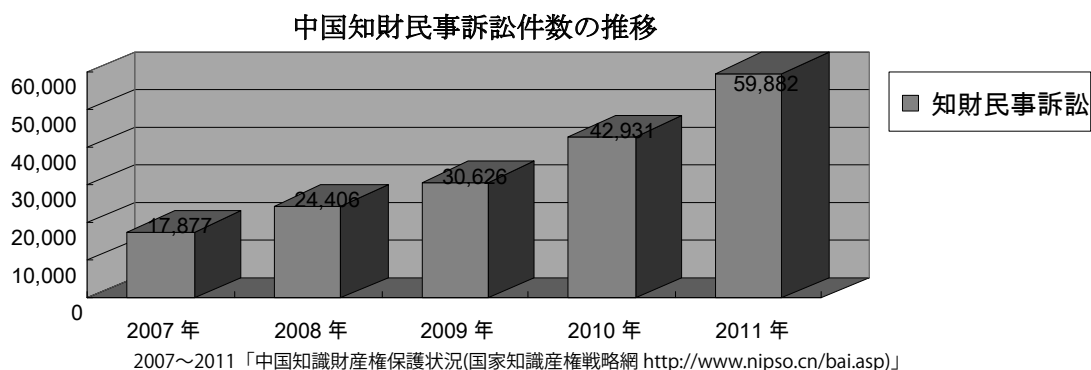
民事訴訟関連	民事訴訟法 最高裁判所による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する若干問題の意見 最高裁判所による民事訴訟証拠に関する若干規定(法釈〔2001〕33号) 最高裁判所による裁判所の民事調停業務に関する若干問題の規定(法釈〔2004〕12号) 最高裁判所による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用における執行手続に関する若干問題の解釈(法釈〔2008〕13号)
専利法関連	最高裁判所による訴訟前の専利権侵害行為差止の法律適用問題に関する若干規定(法釈〔2001〕20号) 最高裁判所による専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定(法釈〔2001〕21号) 最高裁判所による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(法釈〔2009〕21号)
商標法関連	最高裁判所による裁判所の登録商標権の財産保全に関する解釈(法釈〔2001〕1号) 最高裁判所による商標事件審理の管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈(法釈〔2002〕1号) 最高裁判所による提訴前の登録商標専用権侵害行為の差止及び証拠保全に関する法律適用問題の解釈(法釈〔2002〕2号) 最高裁判所による商標民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈(法釈〔2002〕32号) 最高裁判所による登録商標、企業名称及び先行権利の抵触の民事紛争事件に関する若干問題の規定〔2008〕3号)

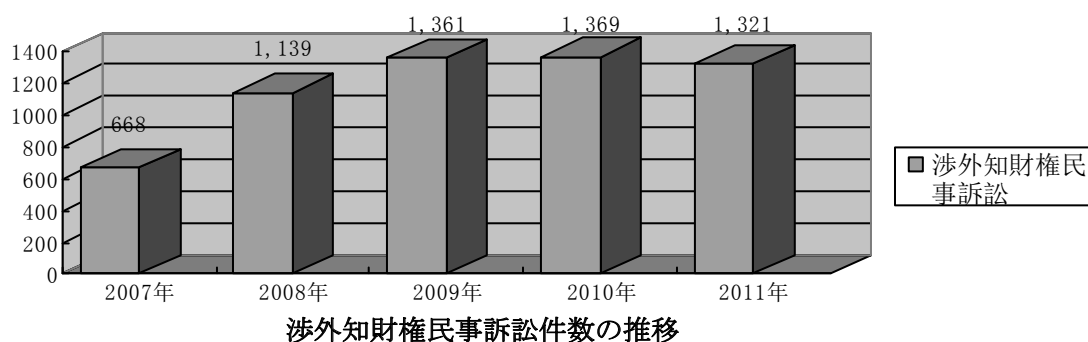
商標法関連	最高裁判所による馳名商標保護に及ぶ民事紛争事件の応用法律若干問題の解釈(法釈〔2009〕3号)
著作権法関連	最高裁判所による著作権民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈(法釈〔2002〕31号) 最高裁判所によるコンピューターネットワーク著作権紛争事件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈(法釈〔2006〕11号)
不正競争防止法関連	最高裁判所による不正競争民事事件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈(法釈〔2007〕2号)
その他	最高裁判所による植物新品種紛争事件に関する若干問題の解釈(法釈〔2001〕5号) 最高裁判所による植物新品種権侵害紛争事件の法律の具体的適用問題に関する若干規定(法釈〔2007〕1号) 最高裁判所によるコンピュータードメインネットワークドメインネームの民事紛争事件の適用法律に関する若干問題の解釈(法釈〔2001〕24号)

(2) 外国企業が当事者である場合の特則

民事訴訟関連	民事訴訟法 第235～267条 最高裁判所による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する若干問題の意見 第304～320条 最高裁判所による民事訴訟証拠に関する若干規定(法釈〔2001〕33号) 第11～12条
--------	---

2. 知財権侵害訴訟の現状



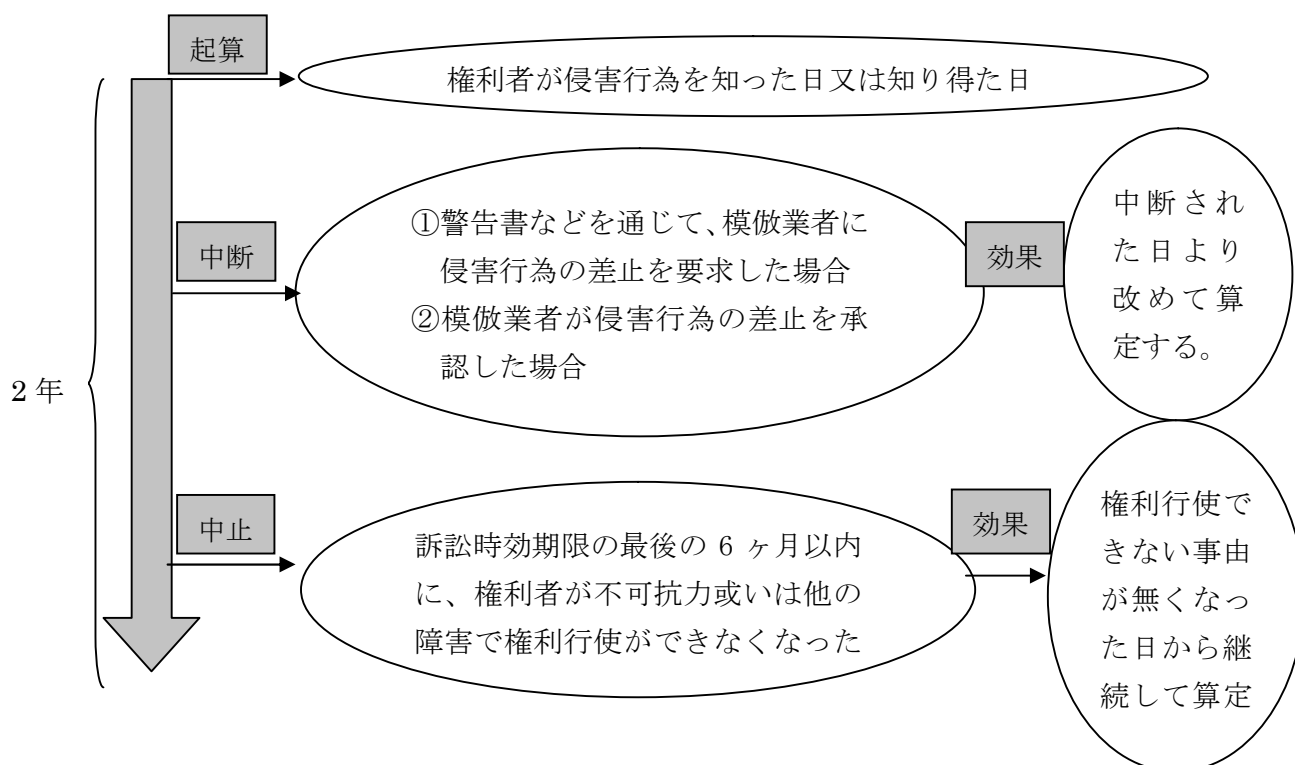


2007～2011「中国知識財産権保護状況(国家知識産権戦略網 <http://www.nipso.cn/bai.asp>)」

中国での知財権侵害訴訟の件数は、年々増加の一途であり、知財権に対する司法保護力は強化され、知財権侵害訴訟の審判業務も有効に展開されています。

渉外知財権民事訴訟事件は、全体的に増加している状況ですが、その傾向は2007年から2008年までの間を除き、大体毎年1300件ぐらいを維持しています。

3. 訴訟時効



説明

中国民法通則及び専利法、商標法などによれば、知財権侵害訴訟の訴訟時効は2年で、侵害行為を知った日或いは知り得た日から起算します。訴訟時効は、訴訟での被告の抗弁手段として、被告が訴訟時効の問題を

主張しなければ、裁判所は自ら審理しません。知財権民事訴訟での被告は、権利者の証拠から、知的財産権者が侵害行為を知った日、或いは知り得た日を推定することができますので、権利者は、証拠に対して、証拠力及び証明内容の問題を検討するほか、訴訟時効の問題がないかを検討する必要があります。

また、上記のとおり、権利者が警告書の送達などを通じて、権利行使を行った場合、訴訟時効は一時中断するので、この場合は、権利行使日から改めて訴訟時効を起算します。

なお、知財権侵害訴訟の訴訟時効に関しては、特別な規定があります。つまり、知財権侵害行為について、権利者が2年を超えて提訴した場合、権利侵害行為が提訴する時点でも依然として継続しており、当該知財権が有効期間内にあるとき、裁判所は被告に対し権利侵害行為を差止めさせなければなりません。また、損害賠償の金額は、権利者が裁判所に提訴した日から2年前までさかのぼって計算します。

4. 管轄

(1) 級別管轄

専利権、植物新品種、集積回路などの事件	原則規定 各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中等裁判所 例外規定 ①各省、自治区、直轄市の高等裁判所——係争金額、事件が重大な影響を有するかなどに関連する。【地方各地裁判所の第一審知的財産権民事案件管轄標準の調整に関する通知 法発(2010)5号】 □最高裁判所の指定した中等裁判所 (2011年まで、全国に82箇所の中等裁判所が知財訴訟の管轄権を有する) □最高裁判所の指定した基層裁判所——義烏裁判所、昆山裁判所、海淀裁判所（特定条件下の実用新案と意匠紛争事件）
商標権、著作権、不正競争などの事件	原則規定 中等裁判所が管轄する。 例外規定 ①各省、自治区、直轄市の高等裁判所——係争金額、事件が重大な影響を有するかなどに関連する。【地方各地裁判所の第一審知的財産権民事案件管轄標準の調整に関する通知 法発(2010)5号】 ②各高等裁判所は本管轄区の実際状況に基づき、最高裁判所の認可を経て、

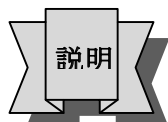
	比較的大きい都市で1～2の 基層裁判所 を第一審商標民事紛争案件として受理する裁判所と確定することができる。【基層裁判所の第一審知的財産権民事事件管轄標準の発行に関する通知 法発(2010)6号】
--	---

(2) 地域管轄

被告所在地	・ 個人——戸籍所在地或いは居住地 ・ 法人——主な営業場所或いは主な業務所在地	
侵害行為地	専利権関連	・ 発明特許権、実用新案権の侵害を訴えられる製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法使用行為の実施地、当該特許方法により直接取得した製品の使用、販売の申し出、販売、輸入などの行為の実施地 ・ 意匠権製品の製造、販売、輸入などの行為の実施地、他人意匠の詐称行為の実施地 ・ 上記権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地
	商標権関連	・ 侵害行為の実施地、侵害品の貯蔵地又は封印、差押地
	著作権関連	・ 侵害行為の実施地、被疑侵害品の貯蔵地、差押地

5. 訴訟手続き

(1) 提訴



● 提訴の必要書類

① 訴状及び証拠

② 当事者の身分証明書（外国企業であれば、公証認証及び裁判所が指定した翻訳機構により翻訳される必要がある。外国企業の場合、公証認証された法人代表者身分証明書および中国語訳、公証認証された現在事項全部証明書（法務局から取寄せたもの）及び中国語訳）

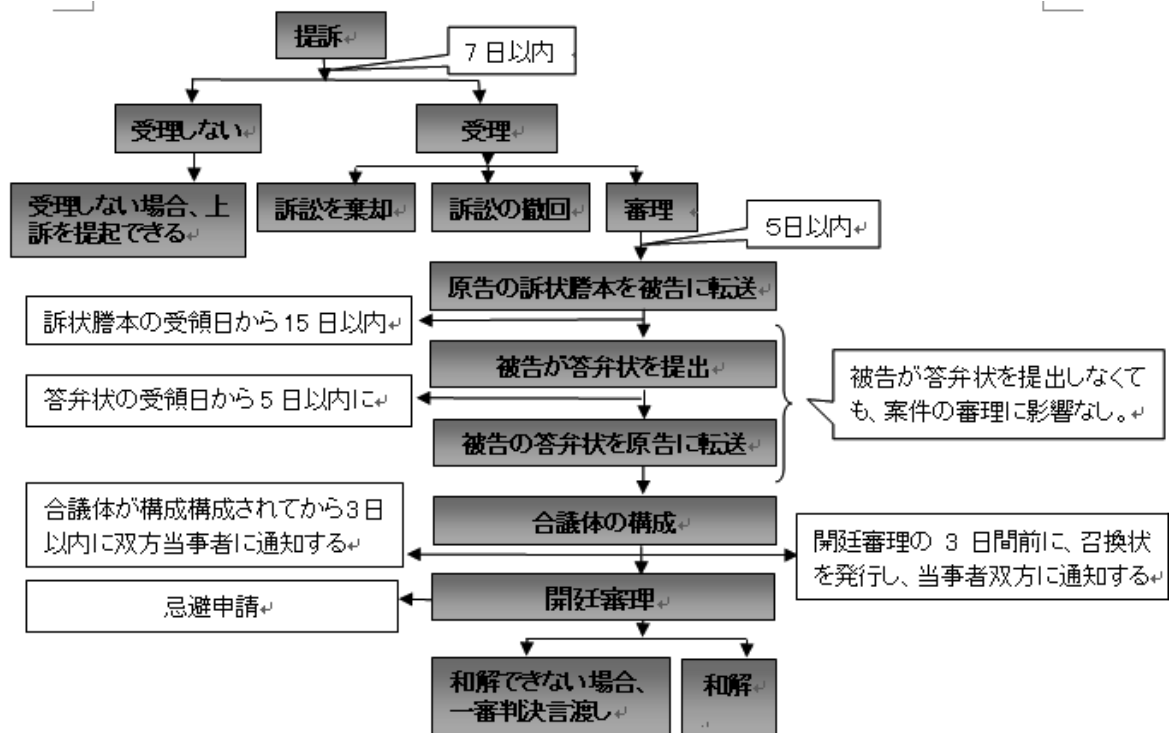
③ 訴訟代理人への授權委任状（公証認証された授權委任状及び裁判所が指定した翻訳機構の翻訳による中国語訳）、訴訟代理人の身分証明書

● 訴訟の提起

上記（1）における必要書類を持参して管轄の有する裁判所の受理廷に提出し、受理廷の審査を受ける。受理廷の審査を通過すれば、訴訟費用納付通知書が発行される。納付通知書に従い、関係銀行に訴訟費用を納付します。

(2) 一審

● プロセス



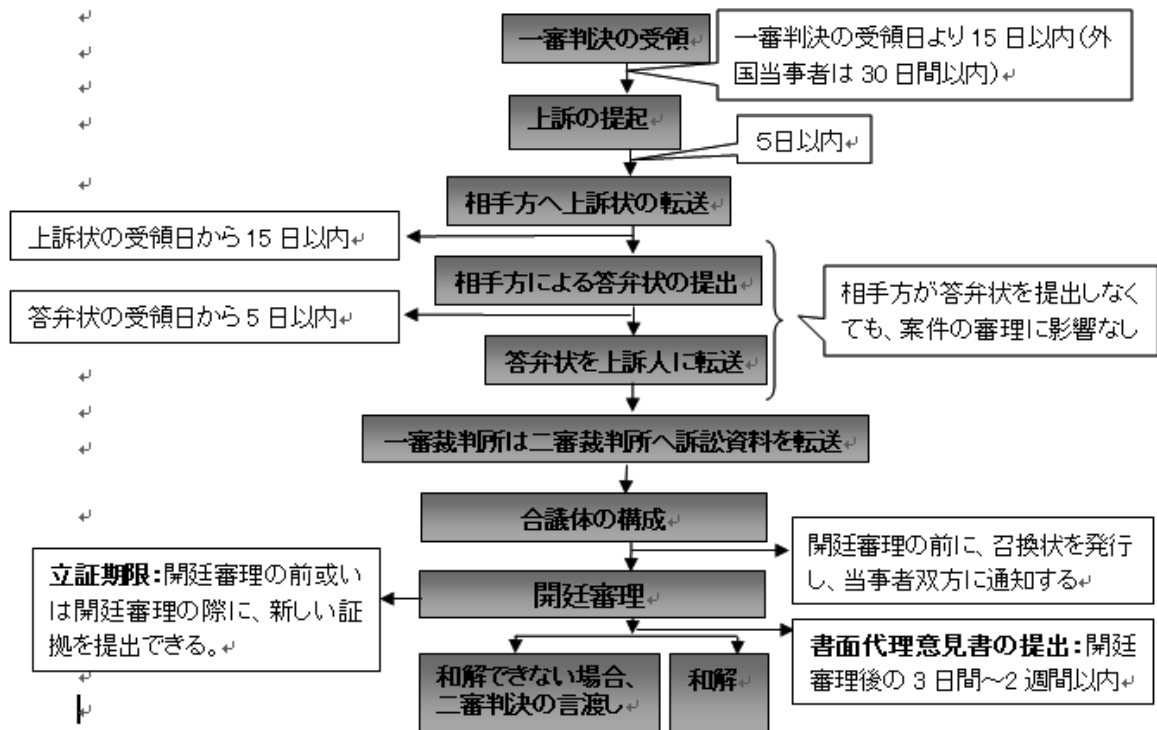
● 説明

受理	裁判所は民事訴状を受け取った後、審査を経て、受理条件を満たしていると認めた場合、通常、7日以内に事件の立件可否を権利者に通知する。
被告への転送	裁判所は立件日から5日間以内に訴状の副本を被告に送達する。
被告の答弁状及び管轄権異議の提出	被告は、訴状を受け取ってから15日以内に答弁状を提出することができる(被告が答弁状を提出しなくても、事件の審理には影響がない)裁判所は被告の答弁状を受け取ってから5日以内に答弁状の副本を権利者に送達する。 また、被告は答弁期間内に、裁判所の管轄権について異議を提出することができる。裁判所は、審査を経て、異議が成立すると認めた場合、管轄権を有する裁判所に事件を移管するが、異議が成立しないと判断した場合は、管轄権異議を却下する旨の裁定を言い渡す。被告は管轄権異議に関する裁定書に不服の場合は、裁定書の受領日から10日(外国人或いは外国企業は30日)以内に上訴することができる。実務において

	は、模倣業者は、時間を引き延ばしたり、証拠を隠滅したりすることを目的として、管轄権異議を提出する場合が多い。
合議体の構成	裁判所は合議体を設置し、且つ設置日から3日以内に合議体の構成メンバーを当事者双方に通知する。
立証期限	通常、立件受理通知書を受け取ってから1ヵ月以内が立証期限である。立証期限内に証拠の提出が不可能である場合、裁判所に延期を申請することができる。
開廷審理	裁判所は、開廷審理の3日前に、開廷審理に関する召喚状を発行して、当事者に通知する。権利者は開廷審理を傍聴することができる。外国人或いは外国企業の場合、事前に裁判所へ傍聴に関する事項を伝え、裁判所の要求にしたがって、関連資料を準備する必要がある。
書面代理意見の提出	当事者は、開廷審理における議論内容について、書面による代理意見を提出することができる。
判決の言渡し	書面による代理意見提出後、適当な時期に裁判所が一審判決を言渡す。法律規定に従い、受理日から3ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別な状況があれば、上級裁判所の認可を得てから、審理期間を延長することができる。

(3) 二審

● プロセス

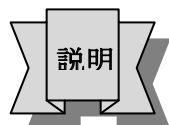


● 説明

上訴の提起	当事者は一審判決を不服とする場合、一審判決を受領してから15日以内(外国当事者の場合は30日以内)に一審裁判所の上級裁判所に上訴を提起することができる。上訴状は原審裁判所に提出すべきであるが、当事者が直接、上級裁判所に上訴状を提出した場合、上級裁判所は5日以内に上訴状を一審裁判所に移送する。
相手方へ上訴状の送達	一審裁判所は、上訴状を受領してから5日以内に上訴状の副本を相手方に送達する。
相手方による答弁状の提出	相手方は、上訴状を受領してから15日以内に答弁状を提出することができる(答弁状を提出しなくても、事件の審理に影響を与えない)。
答弁状を上訴人に送達	裁判所は相手方の答弁状を受領してから5日以内に答弁状の副本を上訴人に送達する。
一審裁判所は二審裁判所へ訴訟	一審裁判所は、上訴状、答弁状を受領してから、5日以内に、訴訟事件に関する全ての資料と証拠を二審裁判所へ送達する。

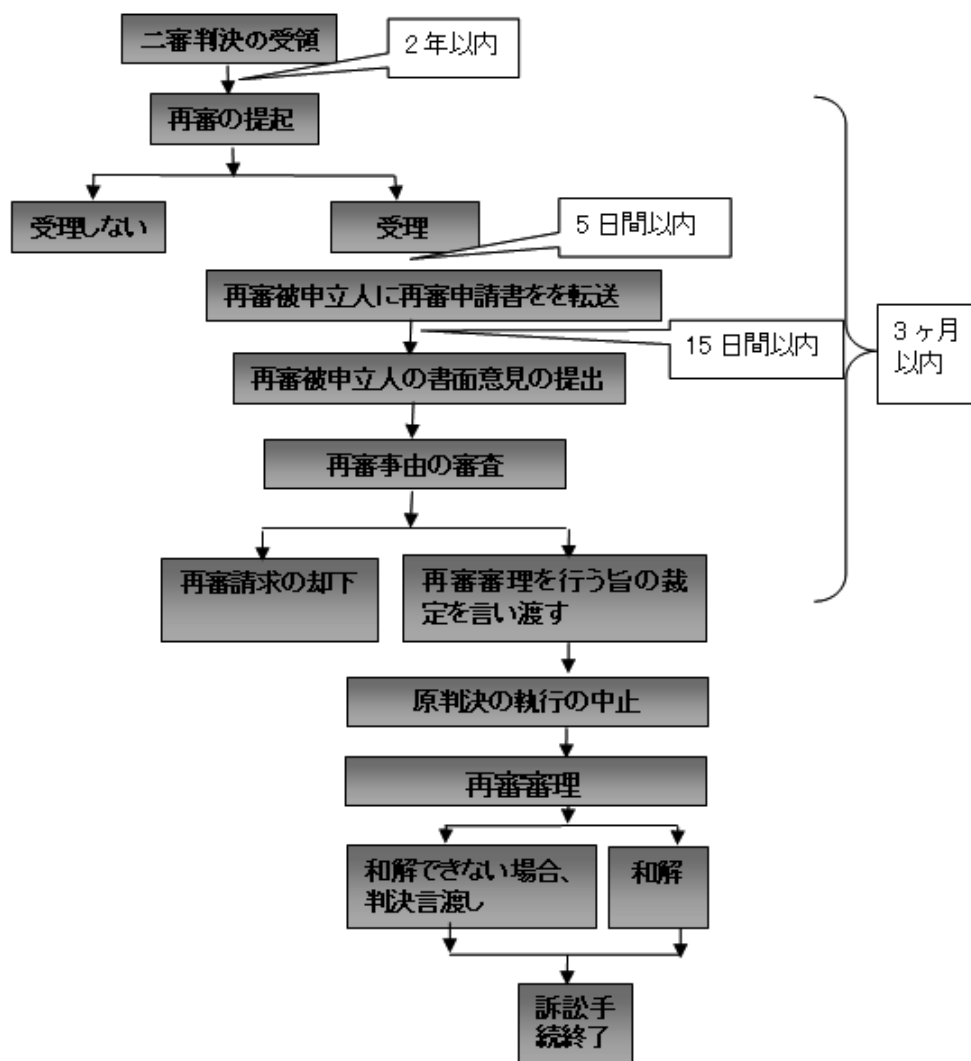
資料を転送	
合議体の構成	裁判所は合議体を構成し、且つ構成日から3日以内に合議体の構成メンバーを当事者双方に通知する。
立証期限	当事者が二審の際に新しい証拠を提出する場合、二審の開廷審理の前或いは開廷審理の際に、提出することができる。二審開廷審理を行わない場合は、裁判所の指定した立証期限内に新しい証拠を提出することができる。
開廷審理	裁判所は、開廷審理の3日前に、開廷審理に関する召喚状を発行して、当事者に通知する。外国人或いは外国企業は開廷審理を傍聴することができ、傍聴しようとする場合、事前に裁判所に申請する必要がある。
書面代理意見の提出	当事者は、開廷審理における議論点について、書面による代理意見を提出できる。
二審判決の言渡し	書面代理意見提出後、適当な時期に裁判所が二審判決を言渡す。法律規定に従い、受理日から3ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別な状況があれば、上級裁判所の認可を得てから、審理期間を延長することができる。涉外事件の場合、審理期限の制限を受けない。

(4) 再審



中国では二審制ですが、確定された判決に明らかな誤りがある場合、再審を提起して是正することができます。再審を提起するルートには、①裁判所職権による再審、②検察院控訴による再審、③当事者申請による再審の3つのルートがあります。以下に、当事者申請による再審の手続きを紹介します。

● プロセス



● 説明

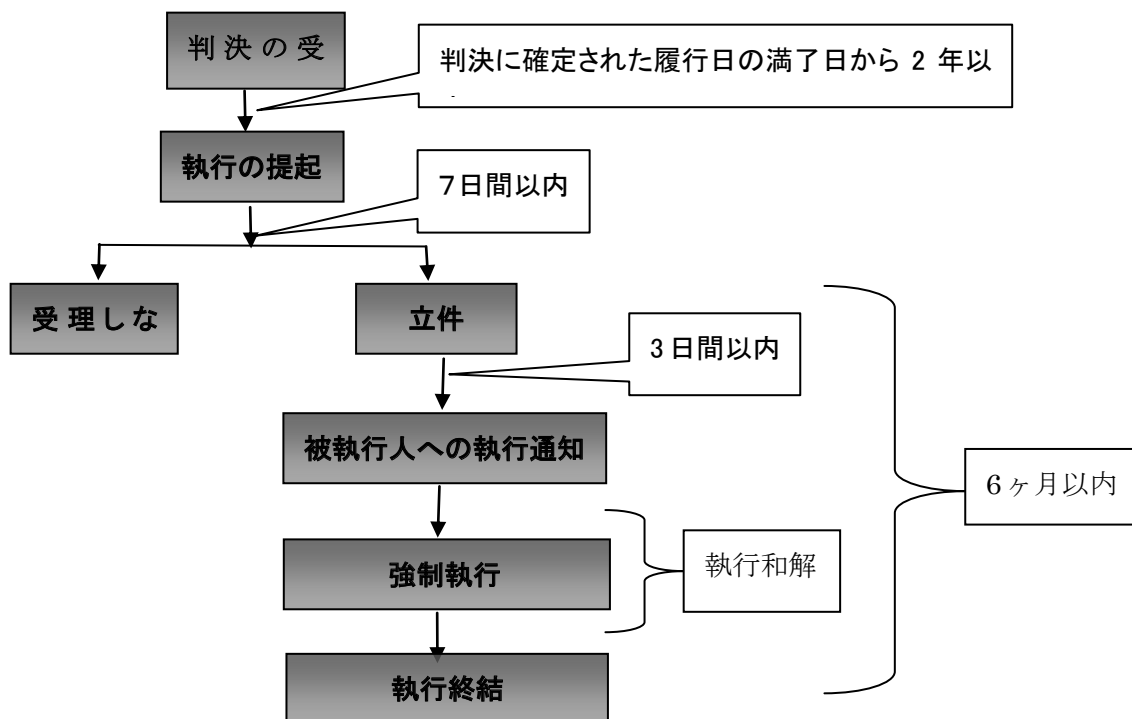
再審の提起	当事者は、既に法的効力が発生した判決、裁定において明らかな誤りが有ると認めた場合、上級裁判所に再審を提起することができる。但し、元の判決、裁定の執行は停止しない。
再審の受理	再審申立人の提出した再審申立が法的条件を満たす場合、裁判所は、5日以内に受理し、かつ再審申立人に受理通知書を送達しなければならない。同時に、被請求人及び原審のその他当事者に受理通知書、再審申立書副本及び送達住所確認書を送達しなければならない。 （実務においては、最高裁に再審を求める事件が非常に多いので、再審を提起する場合、3ヶ月前に最高裁に予約する必要がある。また、最高裁

	は、再審申立の資料を受領してから、3ヶ月以内に受理するかどうかを返答する。)
再審被申立人の意見書の提出	再審被申立人は、再審申立書の副本の受取日から15日以内に、書面による意見を提出できる。書面による意見を提出しない場合でも、裁判所の審査に影響は及ばない。
再審事由の審査	裁判所は、再審申立事件を受理した後、合議体を構成して審査を行う。裁判所は、再審申立事件を審査する際に、再審の請求事由が成立するかどうかについて審査を行い、再審申立人が主張していない事由に関する審査は行わない。また、裁判所は、再審申立事件を審査する際には下記の方法を採用する。 (1) 当事者が提出した再審申立書、書面意見等の資料を審査する。 (2) 原審ファイルを審査・閲読する。 (3) 当事者に問い合わせる。 (4) 当事者を集めて公聴会を開催する。 また、裁判所は、下記の事由により再審を申立てた事件について、当事者を集めて公聴会を開催することができる。 (1) 新しい証拠があつて、原判決・裁定を覆せる場合。 (2) 原判決・原裁定に認定された基本事実に対し、証拠による証明が欠如している場合。 (3) 原判決・原裁定に認定された事実について主な証拠が偽造されている。 (4) 原判決・原裁定に適用された法律に確実な誤りがある。
再審を行うかどうかの決定	再審申立に対する審査を経て、再審申立者の再審申立が成立できる場合は、原審裁判所を指定するか、或いは自ら再審審理を行う旨の裁定を言い渡す。仮に、再審申立が成立しない場合は、再審申立を却下する旨の裁定を言い渡す。
原判決の執行の中止	再審を決定する事件について、裁判所は原判決の執行を中止する裁定を言い渡す。
再審開廷審	再審事由に対する審査を経て、再審申立者の再審事由が成立できると判

理	断された場合は、再審裁判所は、原審裁判所或いは原審裁判所と同級の裁判所を指定するか、或いは自ら再審審理を行う。再審開廷審理は、原審の裁判所を指定して審理する場合は、原審裁判所が一審裁判所であれば、一審手続にしたがって審理を行い、原審裁判所が二審裁判所であれば、二審手続にしたがって審理を行う。最高裁自ら再審審理を行う場合は、二審手続にしたがって審理を行う。
書面代理意見書の提出	開廷審理後、代理人は書面にて代理意見を作成し、裁判所に提出できる。
再審判決の言渡し	書面代理意見提出後、裁判所は通常、半年以内に判決を言渡す。但し、複雑な事件は半年以上かかる場合もある。 再審の申立から、再審判決の言渡しまで、通常、2年程度かかる。

(5) 判決の執行

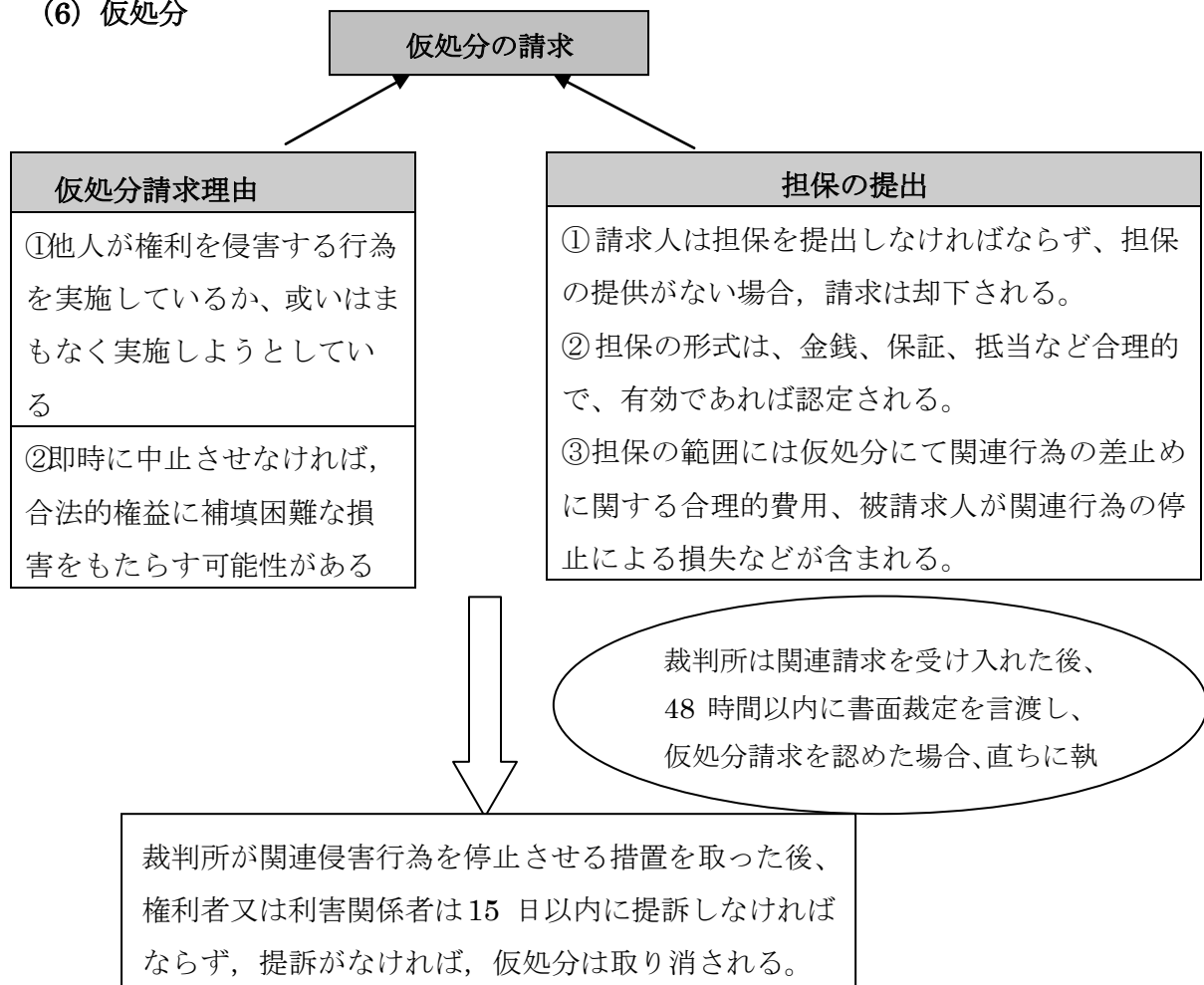
● プロセス



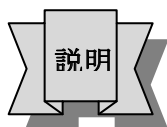
●説明

執行の提起	当事者は、発効判決に確定された履行期限が満了してから2年以内に、訴訟事件の一審裁判所、或いは一審裁判所と同級である執行財産所在地の裁判所に執行を提起することができる。
執行の立件	当事者の執行請求が法的条件を満たす場合、裁判所は、7日以内に立件し、法的条件を満たさない場合は、受理しない旨の裁定を言渡す。
被執行人への執行通知	執行廷は、執行事件を受理した後、3日以内に判決で確定された義務を履行し、被執行人に執行通知を発行し、かつ、履行遅延期間の債務利息或いは遅延履行金を支払うよう命じる。
強制執行	被執行人が執行通知で指定した期間内に履行しない場合、或いは、被執行人が財産を移転、隠匿、換金、破損する場合、裁判所は強制執行措置をとる。執行措置の手段としては、被執行人の財産に対する差押、競売、換金、及び銀行口座の凍結、振替などが挙げられる。
執行終結	裁判所は、立件日から6ヶ月以内に執行手続きを終結しなければならない。通常、裁判所が被執行人について強制執行を完了したか、或いは、執行人と被執行人との間で和解を達成できたか、或いは被執行人が確実に執行可能な財産を有していないなどにより、執行手続きは終結される。

(6) 仮処分



2010～2011「中国知識財産権保護状況(国家知識産権戦略網 <http://www.nipso.cn/bai.asp>)」



仮処分制度は、侵害行為を中止させ、効果的に当事者の合法的權益を保護する点において、一定の有効な役割を果たしています。しかし、仮処分の請求理由及びそれに対する立証が難しいため、特に知財権侵害訴訟においては、「侵害行為を即時に中止させなければ、合法的な權益に補填困難な損害をもたらす可能性がある」との立証が難しいので、裁判官が仮処分請求を認めたケースはあまり多くはありません。

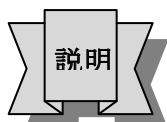
2010 年、全国において受けた提訴前の仮処分事件は計 55 件で、裁定の支持率は 89.74%でしたが、2011 年、全国において受けた提訴前の仮処分事件は計 130 件で、裁定の支持率は 98.23%でした。支持率は高いといえますが、全体の件数はあまり多くありません。

また、仮処分を請求する際に、担保を提出しなければなりませんので権利者にとって

は、かなり負担となります。

したがって、仮処分の請求について、事前にその効果とデメリットなどについて、実務経験が豊富な弁護士に相談したほうがよいでしょう。

(7) 反訴



反訴とは、既に進行している訴訟で、被告が本訴の原告を被告として、本訴を審理する裁判所に本訴の訴訟標的と直接関係のある独立した訴訟を提起することを指します。

反訴の特徴
①反訴は必ず原告に対して提起するものであり、原告以外の他の第三者に提起してはなりません。
②反訴は本訴を審理する裁判所にしか提起することができず、他の裁判所に提起することはできません。
③反訴と本訴は、同じ種類の訴訟手続でなければならず、反訴と本訴の訴訟請求は、事実根拠或いは法律で関係を有しなければなりません。
④反訴は、一審立証期限の満了日前に提起しなければなりません。

知財訴訟における反訴の例を挙げますと、

- ✧ 例1：権利者が被疑侵害者に警告書を送付した後、被疑侵害者が非侵害確認訴訟を提起した場合、当該訴訟における被告、つまり権利者は、被疑侵害者が権利侵害になるとの理由で、当該訴訟で反訴を提起することができます。この場合、被疑侵害者が提起した非侵害確認訴訟は本訴となり、権利者が提起した権利侵害訴訟が反訴となります。
- ✧ 例2：権利者が被疑侵害者に対して、権利侵害訴訟を提起した場合、当該訴訟での被告、つまり被疑侵害者は、権利者が権利濫用になるとの理由で、当該訴訟で反訴を提起し、損害賠償を要求することができます。この場合、権利者が提起した侵害訴訟は本訴となり、被疑侵害者が提起した権利濫用による損害賠償請求訴訟が反訴となります。

6. 当事者適格

(1) 原告適格

知財侵害訴訟における原告適格とは、自分の名義で権利行使を行うことができ、裁判所の裁判権を求められる資格を有する者を指します。

権利者	単独で提訴することができる。
知財権の独占的使用者	単独で提訴することができる。
知財権の排他的使用者	権利者と共同で提訴、或いは権利者が提訴しない場合に単独で提訴することができる。
知財権の通常使用者	権利者による明確な授權を受けた者が原告である。

(2) 被告適格

知財訴訟における被告適格とは、自分の名義で、原告の提訴に応じることができ、原告の請求権に履行義務を有する資格者を指します。

通常、知財侵害訴訟において、被告適格は、侵害行為を実施した侵害者であり、訴訟能力を有する主体になります。具体的には、下欄のとおりです。

専利権関連	発明特許権、実用新案権の侵害を訴えられる製品の製造者、使用者、販売の申し出、販売、輸入などを行った者、特許方法使用者、当該特許方法により直接取得した製品の使用者、販売の申し出、販売、輸入を行った者 意匠権製品の製造、販売、輸入などの行為の実施者、他人の専利の詐称行為の実施者
商標権関連	侵害製品の製造者、販売者
著作権関連	侵害製品の製造者、販売者

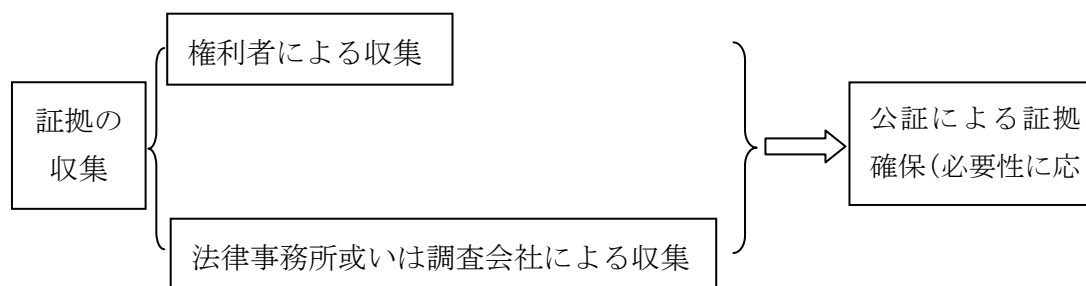
7. 証拠の収集

(1) 必要な証拠

権利保有の証拠	専利権関連	専利登録簿の謄本、専利証書、年金の納付証明、専利公報、専利実施許諾契約、委任状（ライセンシーが原告の場合）
	商標権関連	商標登録証、商標の使用、知名度に関する証拠（必要に応じて）
	著作権関連	著作権登録証書（あれば）、原稿、委託契約など

	不正競争関 連	周知商品の特有包装・装飾 自社の製品の知名度と包装に関する証拠 営業秘密の保有に関する証拠
侵害証拠		公証付購入の模倣品、模倣品の宣伝資料、模倣品の取扱書、パンフレット、模倣業者のホームページに掲載された侵害情報に関する資料、被疑侵害者が権利者の著作物に接触したことに関する証拠(著作権侵害訴訟の場合)、鑑定機関或いは知財代理事務所による侵害鑑定(必要に応じて)など。
損害賠償金に関する証拠		被疑侵害品の販売数量、価格、利潤率などに関する書類、被疑侵害者の侵害状況を証明できる書類、合理的な支出を証明できる領収書、インボイスなど。

(2) 証拠の収集方法



模倣品対策において、証拠の収集は非常に重要です。証拠収集の方法として、基本的な情報については、権利者自身が行う証拠収集、或いは権利者自らのインターネットなどで調査を行うことができ、模倣業者の情報、侵害品の製造、販売状況などについては、専門の法律事務所、或いは調査会社に依頼するのが一般的です。

専門の法律事務所、或いは調査会社は、専門性が高く、豊富な調査経験と方法を有し、また、ほとんどは仮名で密かに調査を行いますので、公開ルートで入手できない証拠や手がかりも入手することが可能です。

調査会社の場合、中国では、全国に3,700程の調査会社がありますが、知財模倣品対

策に関する調査業務を取り扱っている調査会社は5%ぐらいで、何れも調査経験が豊富ではなく、証拠の入手においてさまざまな法的問題をよく把握できていない可能性もありますので、専門の法律事務所を経由して、調査を依頼することをお勧めします。

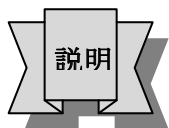
証拠の収集においては、証拠の証明力を高めるために、できるだけ、国家機関、社会团体など権威機関から書類、証拠の原本、直接証拠を収集すべきであり、公証による確保を活用して、その証拠力を高めることが必要です。たとえば、公証人の立会いの下で侵害品を購入したり、侵害品に関するカタログを入手したりするか、或いは、インターネットにおける侵害品に関する情報に対して公証を行うことなどが挙げられます。

(3) 裁判所による証拠収集

申請期間	裁判所による証拠収集の申請は、立証期間満了前の7日以内に裁判所に提出すべき。
申請条件	-国家関係部門に保管され、且つ裁判所の職権により、取り寄せる書類の場合 -国家秘密、営業秘密、プライバシーに係る書類の場合 -当事者及び訴訟代理人が客観的な理由で自ら収集することができないその他の書類の場合

(4) 裁判所による証拠保全

申請期間	① 本訴を提起する前の15日以内 ② 立証期間満了日の7日前
申請条件	-証拠隠滅の可能性がある場合 -今後の証拠の入手が困難な場合
証拠保全の方法	差押、撮影、録音、写真を取る、複製、鑑定、実地検証、記録の作成など



知財権侵害訴訟において、権利者は、裁判所に証拠保全を申請することができますし、或いは裁判所自ら証拠保全を行うこともできますが、知財権侵害訴訟に関する実務において、裁判所自ら証拠保全を行うケースは少ないのが現状です。

実務において、方法特許に係る訴訟などにおいて、権利者の侵害行為に対する立証は難しいため、裁判所に証拠保全を申請することにより、侵害行為の立証の難しさを解決することができます。

なお、他の方法特許権以外の知財権侵害訴訟においても、当事者による証拠保全の申請が受理されたケースは少ないのが現状です。2011 年、全国において受けた提訴前の証拠保全事件は計 186 件であり、裁定の支持率は 93.42%でした。

したがって、裁判所による証拠保全を申請する場合は、その申請が認められる確率或いは認められるためにはどのように申請理由を記載するかについて、法律専門家と相談することをお勧めします。

(5) 立証期間と証拠交換

立証期間	中国の知財権侵害訴訟において、裁判所は、通常、訴状などの文書を受領してから<u>30日間</u>の立証期間が当事者に与えられ、当事者は立証期間満了の前に、<u>立証期間の延長を申請</u>することができる。立証期間の延長を請求する場合は、立証延期請求書を提出しなければならない。裁判所は、当事者の請求理由、事件の状況、証拠収集の状況などに基づき、立証期間の延長可否と延長期間を決めるが、実務においては2週間～1ヶ月ぐらいの立証期間の延長が認められる。 また、延期された立証期間内に、証拠収集を完了できない場合、当事者は2回目の立証期間の延長を申請できる。当事者の請求が認められるかどうかは、裁判所の判断次第であるが、合理的な理由があれば、認められる可能性がある。2回目の延長申請により、再度2週間～1ヶ月程度は訴訟手続きを延ばすことも可能である。	
証拠交換	適用情況	① 当事者の申請—裁判所は証拠交換を行うことができる。 ② 証拠が多いか或いは複雑で難易度が高い事件—裁判所は証拠交換を行わなければならない。
	タイミン グ	答弁期間満了後、開廷審理の前

	回数	通常は2回を超えないが、重大で複雑で難易度が高い事件は除外される。
--	----	-----------------------------------

(6) 留意点

- ①中国の裁判における証拠に対する要求が厳しいため、権利者は、証拠を収集する際、証拠の真実性、合法性、関連性の要件を検討しなければなりません。
- ②証拠の証明力を高めるために、できるだけ、国家機関、公的団体など権威機関から書類、証拠の原本、直接証拠を収集する必要があります。
- ③外国で形成された証拠の場合は、当該証拠の所在国の公証機関による証明と当該国に駐在する中国大使館、領事館で認証を行わなければなりません。
- ④具体的な対応策として、訴訟を行う場合、侵害証拠を確保した場所が侵害地になりますが、模倣業者所在地は地方保護主義のリスクがありますので、侵害証拠の確保地を変更することにより、例えば、北京、上海などの大都市で侵害証拠を確保することを通じて、自分に有利な訴訟の管轄地を選定することができます。

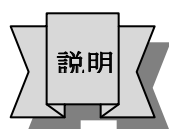
8. 訴訟に係る費用

(1) 裁判所への訴訟費と負担方式

知財権民事訴訟の訴訟費用	
係争金額がない場合	CNY500~1000/件
係争金額がある場合	係争金額がCNY10000を超えない場合：CNY50/件
	係争金額がCNY1万以上～10万の場合：係争金額×2.5%－200元
	係争金額がCNY100万以上～20万の場合：係争金額×2%＋300元
	係争金額がCNY20万以上～50万の場合：係争金額×1.5%＋1300元
	係争金額がCNY50万以上～100万の場合：係争金額×1%＋3800元
	係争金額がCNY100万以上～200万の場合：係争金額×0.9%＋

	4800元
	係争金額がCNY200万以上～500万の場合：係争金額×0.8%＋6800元
	係争金額がCNY500万以上～1000万の場合：係争金額×0.7%＋11800元
	係争金額がCNY1000万以上～2000万の場合：係争金額×0.6%＋21800元
	係争金額がCNY2000万を越える場合：係争金額×0.5%＋41800元
訴訟費の負担方式	
① 訴訟費用は敗訴側が負担し、勝訴側が自ら負担する場合は除外する。 ② 部分勝訴、部分敗訴の場合、裁判所は事件の具体的な状況に基づき、各当事者の負担する訴訟費用を決める。 ③ 二審裁判所が一審裁判所の判決、裁定を変更した場合、相応に一審裁判所が訴訟負担に関する決定を変更する。 ④ 裁判所の調停により和解を達成した事件の場合、訴訟費用の負担は、双方当事者の協議により解決し、協議できない場合、裁判所より決定するものとする。	

(2) 弁護士費用



弁護士費用は、事件の難易度、係争金額、涉外事件であるか否か、弁護士の所属している法律事務所の所在地及びその請求基準などにより、その費用が異なりますが、中国には、その地域の経済発展の水準に基づき、弁護士費用に関する指導的な規定があります。

その指導的な規定は、訴訟事件の係争金額に基づく弁護士費用、成功報酬による弁護士費用などについて、その基準を規定しています。例えば、北京弁護士費用請求基準によれば、民事訴訟事件の請求金額が10万元以下である場合は、請求金額の10%、請求金額が10万元～100万元の場合は請求金額の6%などと規定しています。

但し、当該規定は強制規定ではなく、指導的な規定ですので、当事者はこのような規定の基準を参考にすることができますが、法律事務所の請求基準、事件の難易度、係争

金額により、当該規定の基準を超える場合も多々あります。

9. 損害賠償金

(1) 賠償金の計算方法

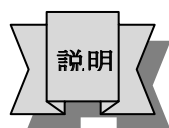
専利権侵害	・ 権利者が侵害により受けた実際の損失。 ・ 実際の損失の算定が困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益。 ・ 専利権者の損失又は侵害者の得た利益の算定が困難な場合には、当該専利の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。 ・ 専利権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含む。 法定賠償額：裁判所は専利権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、1 万元以上 <u>100 万元以下</u>の賠償額を判定することができる。
商標権侵害	・ 侵害者が侵害期間に侵害により得た利益。侵害により得た利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位利益を乗じて算定できる。侵害商品の単位利益が明らかでない場合は、登録商標商品の単位利益に基づいて算定する。 ・ 権利者が侵害期間に侵害により受けた損失。 ・ 権利者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含む。 法定賠償額：裁判所は権利侵害行為の情状に基づき <u>50 万元以下</u>の損害賠償を判定できる。
著作権侵害	・ 権利者の実際損失 ・ 実際損失を計算し難い場合、権利侵害者の違法所得。 ・ 権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的費用を含む。 法定賠償額：裁判所は、侵害行為の情状に基づき、<u>50 万元以下</u>の損害賠償を判定できる。
不正競争行為	・ 不正競争防止法第10条に規定された営業秘密侵害行為に対する損害賠償額は、専利権侵害の損害賠償額の算定方法を参照して確定することができる。 ・ 不正競争防止法第5、9、14条に規定された不正競争行為に対する損害

	賠償額は、登録商標専用権侵害の損害賠償額の算定方法を参照して確定することができる。
--	---

(2) 賠償金の立証方法

権利者の受けた損失、侵害者の利益などに関する立証	財務データ、会計報告など
法定賠償金に関する立証	侵害行為の実施範囲、侵害期間、侵害品の製造、販売量、侵害者の主観的悪意などに関する書類
合理的な支出に関する立証	各合理的な支出の領収書、インボイスなど
その他	ライセンス契約及び契約履行証明書など

10.和解



知財権侵害訴訟において、当事者は裁判官の調停の下で、或いは自ら和解を求めることができます。

調停の場合は、裁判官が民事訴訟法に基づき、訴訟当事者に説得、助言などを行うことを通じて、当事者双方に合意が得られれば、裁判所が調停書を発行します。調停書は判決書と同じに、強制執行力を持っています。

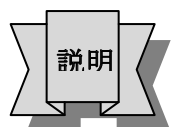
一方、和解の場合は、双方の当事者が自ら協議を経て、合意に達成することを指します。双方当事者自ら和解した場合は、和解契約を締結したうえ、権利者が訴訟を取り下げるか、或いは、裁判所に調停書を発行してもらうことができますが、仮に、裁判所による調停書を発行してもらわず、和解契約のみを締結した場合、和解契約は強制執行力を有しません。

和解のタイミングは、必ずしも開廷審理の後に限られておらず、侵害訴訟において、裁判所が事件を受審した日から判決の執行段階まで、双方当事者は何れも和解を行うことができますので、当事者は事件の進捗状況と自社の実情に応じて、適時に和解を行うことができます。

また、和解の範囲は、訴訟請求内容に限られておらず、ライセンス契約などの締結、

他の商業上の提携事項について協議を達成することも含めて和解を行うことができます。

11. 非侵害確認訴訟



非侵害確定訴訟とは、知財侵害に関する警告を受けた者が、自分の行為が知財権侵害行為に該当しないと認められる場合、裁判所に対し、自分の行為は非侵害行為であるとの確定を求めるための訴訟を提起することを指しています。

非侵害確認訴訟について、「最高裁判所の専利権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈」（法釈[2009]21号）には、「警告状の受領者が書面で権利者に訴権の行使を催告したにもかかわらず、権利者が当該書面催告の受領日から1ヶ月以内、又は当該書面催告の発送日から2ヶ月以内に、警告の撤回をせず、専利権侵害訴訟の提起もしなかったため、警告状の受領者は非侵害確認訴訟を提起することができる」と規定されています。

また、非侵害確認訴訟の管轄については、最高裁判所が過去に出した「本田技研工業株式会社と石家莊双環汽車股分有限公司、北京旭陽恒興經貿有限公司間の専利権紛争事件に関する指定管轄の通知」（「2004」民三他字第4号）において、「非侵害確認訴訟は侵害類型の紛争に該当するので、民事訴訟法第29条の規定に従って、地域管轄を確定すべきである。同一事実に係る非侵害確認訴訟と専利権侵害訴訟は、両方当事者が民事訴訟法に基づき、自分の権益を保護するために、異なった段階でそれぞれ提起した訴訟であるため、何れも独立な訴訟に該当する。一方当事者の提起した非侵害確認訴訟は、相手当事者が別途に提起した専利権侵害訴訟に吸収されない。しかし、同一事実に関する事件について、異なる裁判所による重なる裁判を避けるために、裁判所は、管轄を移管して、合併して審理すべきである。」と規定しています。

非侵害確認訴訟の提起の条件(下記の条件を同時に満たすべき)

- ① 権利者から知財権侵害の旨の警告状を受領した。
- ② 警告状の受領者は、書面にて権利者に訴権の行使を催告した。

③ 権利者は、上記②の書面による催告の受領日から1ヶ月以内、又は当該書面催告の送達日から2ヶ月以内に、警告の撤回をせず、専利権侵害訴訟の提起もしない場合

留意点

模倣業者への権利行使において、模倣業者への警告書の送達は、頻繁に使用されている対応方法です。しかし、関連法律及び実務からみれば、模倣業者は警告状を証拠として、模倣業者の所在地の管轄裁判所に、非侵害確認訴訟を提起することもあります。

このような非侵害確認訴訟が模倣業者の所在地の管轄裁判所で受理された場合、地方保護主義が働いて模倣業者に有利な判決が出されるおそれがあります。その場合、権利者が、北京市や上海市などの大都市で侵害訴訟を後から提起して、先の非侵害確認訴訟の管轄を北京、上海裁判所に移管するように請求しても、認められる可能性は高くありません。したがって、権利者は、事件の状況と権利者自体の状況を十分に把握したうえで、警告書の送達のメリットとデメリットを検討したうえで、その対応策を決めることが必要となります。

第2節 侵害判定

1. 専利権侵害訴訟

(1) 侵害判定原則

(1) オールエレメントルール原則 (all elements rule)
被疑侵害製品が、専利権利範囲に記載されたすべての構成要素を備えなければならないという原則。 ・ 発明特許権の権利範囲—その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。 ・ 実用新案権の権利範囲—その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。 ・ 意匠権の権利範囲—図面又は写真に示されたその製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真に示された製品意匠の解釈に用いることができる。
(2) 均等論
均等論とは、被疑侵害製品の技術特徴が、専利の保護範囲の全ては含まれていないが、専利及び独立請求項における技術特徴と同等である場合、被疑侵害製品は専利権の保護範囲に含まれることになる。 同等の技術的特徴とは、記載された技術特徴と、基本的に同一の手段をもって、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を奏し、かつ当該分野の通常の技術者が創造的な労働を経ることなく想到できる技術的特徴をいう。 ● <u>均等論の制限</u> ① 献納原則—明細書に記載されたが、請求項には記載されていない技術考案について、専利権者が当該専利を社会の公衆に献納することとみなし、専利権侵害訴訟において、前記のすでに献納した内容が均等特徴に確定された範囲に属すると主張してはならない。 ② 禁反言—専利権者は、自己が登録、若しくは無効審判手続においてすでに放棄した内容について、均等論の適用により再度専利の権利範囲に入れてはならない。

(2) 被疑侵害者の抗弁

非侵害抗弁

① 専利権者に訴えられた被告は、自分の製品或いは方法、又は製品の意匠が専利権の権利範囲に含まれないとの非侵害抗弁を行うことができる。詳細は、下記のとおりである。

● 発明/実用新案

専利権者の係争専利権が発明又は方法に関する特許権、或いは実用新案権である場合、被告は、下記の二つの何れかを主張することを通じて、非侵害抗弁を行うことができる。

- a) イ号製品又は方法の構成要件は、発明特許権又は実用新案権の請求項に記載された全部の構成要件と対比し、請求項に記載された一つ又は一つ以上の構成要件を欠如する。
- b) イ号製品又は方法の構成要件は、原告の特許権或いは実用新案権の請求項に記載された対応の構成要件と対比して、一つ又は一つ以上の構成要件は実質的に相違点を有し、同一でも均等でもない。

● 意匠

専利権者の係争専利権が意匠権である場合、被告は、下記の二つの何れかを主張することを通じて、非侵害抗弁を行うことができる。

- a) イ号製品は意匠権製品とは、同一又は類似種類の製品に属されない。
- b) イ号製品の意匠と係争意匠権は同一でも類似でもない。

② 専利権者に訴えられた被告は、自分の被疑侵害行為は、「非営利を目的とし、個人に

よる製造・使用する行為」であることを主張することを通じて、非侵害抗弁を行うことができる。中国専利関連法律によれば、非営利を目的とし、個人による製造・使用する行為は、専利権の侵害とならない。ただし、営業性団体或いは企業は許可を得ずに、他人の専利製品を製造・使用することは、「非営利目的」を理由として負うべき侵害責任を免除できない。このように、当該非侵害抗弁は、厳しい適用条件が限定されているので、一般の企業や営業性団体には適用できない。

侵害とみなされない抗弁
①権利消尽による抗弁 専利権者又はその許可を得た機関、組織又は個人が、専利製品又は専利方法により直接得た製品を販売した後に、当該製品の使用、販売の申出、販売、輸入を行う行為は、専利権侵害とみなさない。 ②先使用权による抗弁 専利出願日以前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造、使用のために必要な準備をしており、かつ従来範囲内でのみ製造、使用を継続する場合は、専利権侵害とみなさない。 ③臨時入国による抗弁 一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送手段が、その属する国と中国とで締結した協定又は共に加盟している国際条約、又は相互主義の原則に従い、その輸送手段自身の必要のためにその装置及び設備において関係専利を実施する場合、専利権侵害と見なさない。 ④科学研究及び実験のための専利実施抗弁 科学研究及び実験のためにのみ関係専利を実施する場合、専利権侵害と見なさない。 ⑤薬品及び医療器械の実験の例外 行政審査に必要な情報を提供するために、専利薬品又は専利医療機器を製造、使用、輸入する場合、及びそのためにのみ専利薬品又は専利医療装置を製造、輸入する場合、専利権侵害と見なさない。
従来技術或いは従来意匠の抗弁
専利権侵害紛争において、被疑侵害者は、実施した技術又は意匠が従来技術又は従来意匠であることを証明できる場合、専利権侵害に該当しない。
賠償責任を負担しないための抗弁
専利権者の許諾を得ずに製造、販売された専利権侵害製品であることを知らずに、それを生産経営の目的で使用、販売の申出又は販売した場合、その製品の合法的な由来を証明することができるときは、賠償責任を負担しない。
訴訟時効の抗弁
専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又

は知り得るべき日から起算する。専利権侵害訴訟での被告は、専利権者の証拠から、専利権者が侵害行為を知った日或いは知り得るべき日を推定することができるが、仮に、原告の提訴が訴訟時効を超えた場合は、これをもって抗弁を行うことができる。

無効審判の提起と訴訟中止

中国では、専利が有効であるかどうか、裁判所が判断する権限を有せず、専利審判委員会より判断される。したがって、被告は、専利権侵害訴訟事件において、直接に専利が無効であるという抗弁は提出できないが、訴訟中止を申請することができる。具体的には、答弁期間内に専利審判委員会に無効審判を提起すれば、専利審判委員会から無効審判請求受理通知書を受け取る。被告は当該通知書を裁判所に提出することにより、侵害訴訟審理の中止を請求することができる。

2.商標侵害訴訟

(1) 侵害判定の原則

同一或いは類似製品で同一或いは類似商標を使用

① 同一或いは類似製品の判断

◇ 類似商品とは、機能、用途、生産部門、販売ルート、消費対象等の面において同じであり、または関係公衆が、それに特定の関係があると認識し、容易に混同を生じる商品をいう。

◇ 類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象等の面において同じであり、または関係公衆が特定の関係があると認識し、容易に混同を生じる役務をいう。

商品と役務の類似とは、商品と役務との間に特定の関係があり、関係公衆を容易に混同させるものをいう。

商品または役務が類似であるか否かを認定する場合は、関係公衆の商品または役務に対する一般的な認識を以って総合的に判断しなければならない。「商標登録商品及び役務の国際分類表」、「類似商品及び役務区分表」を、商品又は役務が類似であるかを判断する上での参考とすることができる。

② 同一或いは類似商標の判断

◇ 商標の同一とは、権利を侵害されたとして訴えられた商標と原告の登録商標を比較し、

両者に視覚的な差異がないことをいう。

◇ 商標の類似とは、権利を侵害されたとして訴えられた商標と原告の登録商標を比較して、その文字の形、発音、意味または図形の構造及び色彩、または各要素を組み合わせた後の全体構造が類似であり、またはその立体形状、色彩組み合わせが類似で、関係公衆に商品の出所を誤認させる、またはその出所が原告の登録商標の商品と特定の関係を持つと誤認させる場合をいう。

◇ 商標の同一または類似を認定する場合は次の原則に照らして行うものとする。

a 関係公衆の一般的な注意力を基準とする。

b 商標の全体を対比するほか、商標の主要部分の対比も行わなければならない、対比は対比する対象を隔離した状態でそれぞれ行わなければならない。

c 商標が類似か否かの判断は、保護を求める登録商標の顕著性および知名度を考慮する。

(2) 被疑侵害者の抗弁

非侵害の抗弁
商標権侵害訴訟における被告は、被疑侵害製品と商標権の指定商品と同一或いは類似していないか、或いは商標権者の商標権と同一或いは類似していないとの抗弁を行うことができる。関連の類似或いは同一の判断は、上記の商標侵害原則における判断基準を参考にすることができる。
合理使用の抗弁
登録商標に本商品の普通名称、図形、型番又は直接商品の品質、主な原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示する場合、又は地名を含む場合には、商標権者は他人の正当な使用を禁止することができない。
賠償責任を負担しないための抗弁
商標権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ被疑侵害製品の提供者を説明できる場合には、損害賠償責任を負わない。
訴訟時効の抗弁
商標権侵害の訴訟時効は2年とし、商標権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知り得るべき日から起算する。商標侵害訴訟での被告は、商標権者の証拠から、商標

権者が侵害行為を知った日或いは知り得るべき日を推定することができるが、仮に、権利者の提訴が訴訟時効を超えた場合は、これをもって抗弁を行うことができる。

商標取消審判の提起

原告の商標が商標法第41条の状況に該当する場合、被告は商標審判委員会に取消請求を提出することを通じて、原告の商標権を否定することができる。商標審判委員会が取消請求を受理すれば、被告はこれをもって、裁判所へ訴訟の中止を申請することができる。裁判所は、取消申請の理由と証拠に基づき、訴訟審理中止の可否を決定する。

3.著作権侵害訴訟

(1) 侵害判定の原則

「接触＋実質的類似」原則

著作権侵害判定において、「接触＋実質的類似」原則はよく利用されている。

通常、被疑侵害物を設計・開発する前に、原告の著作物に接触しており、かつ、原告の著作物と実質的に類似する場合、反証がなければ、著作権侵害になると認定することができる。

「実質的類似」に関しては、全体、及び著作物が主に保護しようとする内容から、総合的に対比したうえ、実質的に類似するか否かを判断しなくてはならない。

ここで、「接触」と「実質的類似」要件は必ず同時に満たさなければならない。

(2) 被疑侵害者の抗弁

非侵害の抗弁

著作権侵害訴訟において、被告は、原告の著作物と接触したことがない、或いは原告の著作物と実質的類似でないとのことで、非侵害の抗弁を行うことができる。

また、被疑侵害物は、被告によって創作されたことに関する証拠を提出し、非侵害の抗弁を行うこともできる。

著作権について、完全に同一のものであっても、それぞれ単独に創作されたものであれば、侵害とならない。

著作権に対する否定

著作権は、商標権、専利権と比べて、その権利は専門機関による授権を得ていないの

で、著作物を完成したことに關する証拠、或いは著作権登録証書を通じて証明する必要がある。これらの証拠は、多くは権利者により作成された証拠が多いので、その真実性、合法性に問題がある可能性がある。したがって、被告は、原告の著作物を完成したことに關する証拠を否定するか、或いは著作権登録証書の内容を覆すことができる証拠を提出して、原告の著作権を否定することができる。

また、獨創性または美感に乏しく、著作物にならないと主張することも可能である。つまり、原告が主張する著作権が成立しないと主張することができる。

なお、著作権も保護期間があるので、關係著作権は既に保護期間が満了したとの主張も可能である。

合理使用の抗弁

次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

- ①個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人が既に公表した著作物を使用する場合
- ②ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、他人が既に公表した著作物を適切に引用する場合
- ③時事ニュースを報道するために、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合
- ④新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、他の新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が既に公表した政治、経済、宗教問題に關する時事的文章を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。
- ⑤新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない
- ⑥学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合、但しそれを出版又は発行してはならない。

- ⑦国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する
合
- ⑧図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当
該館が収蔵する著作物を複製する場合
- ⑨既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演とは公衆から費用を徴収せず
実演者にも報酬を支払わない場合をいう
- ⑩屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は
録画する場合
- ⑪中国公民、法人又はその他の組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作
物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合
- ⑫既に公表された著作物を点字にして出版する場合
- 前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局に対する権利の制
限に適用される。

法定許可による抗弁

- ①（教科書への著作物の利用）9年制義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂
出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著
作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部又は短編著
作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物を編集することができる。
但し規定に基づき報酬を支払わなければならない、著作者の氏名・著作物の名称を明記し
なければならない。
- ②著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している
場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲
載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。
- ③録音製作者が、録音製品として合法的に既に収録済みの他人の音楽著作物を使用し
て録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬
を支払わなければならない。著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これ
を使用してはならない。
- ④放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得
ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。

⑤放送局・テレビ局は出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。

著作権侵害訴訟での被告は、上記のいずれかの状況に該当する場合、法律で規定された許可になるので、著作権侵害にならない。

訴訟時効の抗弁

著作権侵害の訴訟時効は2年とし、著作権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知り得べき日から起算する。著作権侵害訴訟での被告は、著作権者の証拠から、著作権者が侵害行為を知った日或いは知り得た日を推定することができる。仮に、権利者の提訴が訴訟時効を超えた場合は、これをもって抗弁を行うことができる。

4. 不正競争訴訟

(1) 商業標識模倣侵害事件（不正競争防止法第5条関連）

商業標識模倣行為とは、経営者が商品に係る品質、名誉、生産地、成分、性能、用途、数量、有効期限などの内容につき、事実ではなく、又は誤認させる表示又は注釈をする行為を指し、詐称的な市場取引行為の一つに該当します。

「不正競争防止法」にて規定された商業標識模倣行為とは？	
行為の種類	解釈
商品にて認証標識、著名標識などの品質標示を偽造し、又は盗用すること	製品の品質標識は、製品の品質名誉の集約的な表現で、かかる標識には、認証標識、著名標識、級別標識などがある。一部の経営者は、競争において品質標示を偽造し、又は盗用して取引の機会を狙って高額な経済利益を図ることで、市場秩序をかく乱させているため、かかる行為は法律により禁止されている。
生産地を偽装すること	商品の生産地とは、商品の製造、加工地又は商品生産者の所在地を指す。商品において生産地を正しく表示せずに、虚偽となる生産地を表示

	する行為は、生産地の偽装である。
商品品質につき、誤認させる虚偽的表示を行うこと	商品品質に対する誤認かつ虚偽的表示とは、経営者が、商品の品質を示す各種の内容について、真実ではない、又は誤認させる注釈を行うことにより、消費者及びユーザーが商品に係る事実を把握できず、又は把握し難いため、誤認及び誤購入の行為が発生することを指す。

(2) 虚偽宣伝（不正競争防止法第9条関連）

虚偽宣伝とは、経営者が、広告又はその他の方法を用いて商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地などに対し公衆に誤解を与える虚偽宣伝を行うか、或いは、広告経営者が、状況を知り、又は知りえた状況の下で、虚偽の広告を代理、設計、製作、公布することを指します。

虚偽宣伝の要件	
主体	広告主、広告代理製作者及び広告発布者
行為	客観的にその商品又はサービスについて、虚偽の広告をし、又はその他の方式で虚偽の宣伝を行う。
結果	上記の虚偽広告又は虚偽宣伝が人を誤認させる程度となっているため、社会的危害性を有している。
主観 意図	広告経営者は、状況を知り、又は知るべき場合、虚偽広告の法的責任を負わなくてはならない。広告依頼者は、その主観について、いかなる状況でも虚偽広告の法的責任を負わなくてはならない。

(3) 営業秘密侵害（不正競争防止法第10条関連）

営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的な利益をもたらすことができ、実用性を備え、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報と経営情報のことを指します。

「不正競争防止法」に規定された営業秘密侵害行為とは？	
①窃盗、誘惑、脅迫又はその他の不正手段で、権利者の営業秘密を取得すること	
②上記①の手段で取得した営業秘密を開示し、使用し、又は他人による使用を許諾すること	
③契約に違反し、又は営業秘密厳守に係る権利者の規定に違反して、その把握している営業秘密を開示し、使用し、又は他人による使用を許諾すること	
④第三者が上記の違法行為を知りながら、又は知るべきであるのに、他人の営業秘密を取得し、使用し、又は開示する場合、営業秘密侵害と見なされる。	

営業秘密侵害への対応に関する詳細な情報は、第2章の内容をご参考ください。

(4) 名誉毀損（不正競争防止法第14条関連）

名誉毀損とは、競争相手を貶める行為とし、経営者が自ら又は他人を利用して虚偽の事実を捏造流布するなどの手段を通じて、競争相手の商業的信用を悪意で貶め、その市場競争力を弱化させ、かつ自分のために不正利益を図る行為を指します。

名誉毀損の要件	
主体	経営者
主観意図	故意
侵害を受ける客体	特定経営者の商業信用権
行為	他人商業信用権に係る虚偽の事実を捏造流布する

(5) インターネット上の知財侵害行為

◆ 現状

インターネット技術の発展に伴い、インターネット上の知財権侵害行為の状況はますます深刻になっています。それに反して、インターネット上の知財権侵害行為に対する中国の法律の整備状況は未だ十分ではありません。

インターネット上の知財権侵害は、専利権侵害、商標権侵害、著作権侵害又は不正競争になる可能性があります。権利者が具体的な対応策を採用する際、侵害立証、被告の確定、侵害責任の確定など、様々な面において、難しさが存在しているのが現状です。

前項の手続き以外の特別点を下記のとおり説明します。

◆ 法的根拠

権 利 侵 害 責任法	<u>第36 条</u> インターネットユーザー、インターネットサービスの提供者はインターネットを利用して他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。 インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合、被権利侵害者はインターネットサービス提供者に対してリンクの削除、遮断、断絶等の必要措置を行うよう通知する権利を有する。インターネットサービスの提供者は通知を受け取った後、速やかに必要措置を行わなかった場合、損害の拡大部分についてインターネットユーザーと連帯責任を負う。 インターネットサービスの提供者はネットユーザーが当該インターネットサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要措置を行わなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。
最高裁判 所による コンピュ ータネッ トワーク 著作権に 関わる紛 争案件の 審理にお ける法律	<u>第 3 条</u> ネットワークサービス提供者がネットワークを通じ他者の著作権侵害行為に関与する、またはネットワークを通じ他者の著作権侵害行為実施を教唆、幫助した場合には、裁判所は民法通則第 130 条の規定に基づき、その者とその他の行為者または直接権利侵害行為を実施した者との共同権利侵害責任を追及しなければならない。 <u>第 4 条</u> コンテンツサービスを提供するネットワークサービス提供者が、ネットワーク利用者がネットワークを通じて他者の著作権を侵害する行為を実施することを明らかに知っていた場合、または著作権者が確実な証拠のある

適用の若干問題についての解釈	警告を提出しているにもかかわらず、権利侵害された結果を除去するために権利侵害された内容を移動、削除する等の措置を行わなかった場合には、裁判所は民法通則第 130 条の規定に基づき、その者と当該ネットワーク利用者の共同権利侵害責任を追及しなければならない。 <u>第 5 条</u> コンテンツサービスを提供するネットワークサービス提供者が、著作権者が権利侵害行為者の権利侵害責任を追及するためにそのネットワークにおける権利侵害行為者の登録資料の提供を要求したことに対し、正当な理由なしにこれを拒絶した場合には、裁判所は民法通則第 106 条の規定に基づき、その者に相応の権利侵害責任を追及しなければならない。 <u>第 6 条</u> ネットワークサービス提供者が第三者の著作権の技術的保護手段を故意に回避または破壊することに専ら使用される方法、設備または材料であることを明らかに知りながら、これを掲載、公衆送信、提供した場合は、裁判所は当事者の訴訟請求および具体的な事情に基づき、著作権法第 47 条第 (6) 項の規定により、ネットワークサービス提供者の民事上の権利侵害責任を追及しなければならない。 <u>第 7 条</u> 著作権者が権利侵害情報を発見しネットワークサービス提供者に警告を提出または権利侵害行為者のネットワーク登録資料の提供を請求する際に、身分証明、著作権帰属証明および権利侵害状況証明を提示できない場合には、まだ警告を提出していないまたは請求していないとみなす。 著作権者が上記の証明を提示後ネットワークサービス提供者が措置をとらない場合には、著作権者は著作権法第 49 条、第 50 条の規定に基づき起訴前に裁判所に関係行為の停止と財産保全、証拠保全の決定を行うよう請求することができる。また起訴時に裁判所に侵害の停止、妨害の排除、影響の除去の決定を行うよう申請することができ、裁判所はこれを許可しなければならない。
-----------------------	--

	<u>第8条</u> ネットワークサービス提供者は著作権者の確かな証拠のある警告の提出により、権利侵害された内容を移動、削除する等の措置を行った場合に、権利侵害を訴えられた者がネットワークサービス提供者に民事責任を負うよう求めても、裁判所はこれを支持しない。 著作権者の権利侵害告発が誤りで、権利侵害を訴えられた者がネットワークサービス提供者の行った措置により損失を受け賠償を請求した場合には、裁判所は警告を提出した者が賠償責任を負うよう判決しなければならない。
--	--

◆ 訴訟管轄

級別管轄	インターネット上の知財権侵害行為がどの種類の知財権侵害行為であるかによって、その種類の級別管轄規定に適用する。
地域管轄	・ 被告所在地 ・ 侵害行為地 ・ 被疑侵害行為のネットワークサーバ所在地 ・ 被告所在地と侵害行為が確定しにくい場合、原告が侵害内容を発見したコンピュータ末端設備の所在地を侵害行為地とみなすことができる。

第3節 留意点と実例

1. 日本企業の留意点

訴訟の準備段階	①証拠収集及び証拠確保における留意点（第5章第一節の7を参照） ②専利権、商標権に関する権利行使の際、模倣業者は権利者の権利について無効審判を提起するか、取消審判を提起する可能性があるもので、権利者は事前に自分の権利について検討する必要がある。 ③権利者の権利行使が訴訟時効を超えたかを検討し、関連証拠にその点が証明できる場合は、証拠を提出しないこと。
訴訟段階	①訴訟の各段階における期限、提出資料などにおいて、当事者が外国企業である場合の特別な規定(5章第一節の1の(2)「外国企業が当事者である場合の特則」を参照)を検討、遵守すること。 ②模倣業者の抗弁内容について、中国の法律と実務情況に基づいて検討し、関連主張内容や証拠に対しては、専門の弁護士或いは弁理士と相談を持つことが望ましい。 ③訴訟段階において、訴訟請求内容のほかに、商業提携、ライセンスなどの内容を含めて、一括的に和解に達成することも有効な対応方法である。 ④各裁判所の知財レベルによって、判決における認定や判断を間違う可能性が高いため、不利な判決を受けた場合、専門の弁護士或いは弁理士との相談をして、上訴、再審請求を検討することも必要である。
訴訟後の段階	①勝訴判決を受けてから、できるだけ早めに強制執行を申立てるほうがよい。 ②判決の強制執行段階において、具体的な措置や対応方法について、裁判官と種々相談、連絡する必要があるため、執行の経験が豊富な弁護士に依頼したほうがよい。 ③執行段階においても和解が可能であるため、被執行人の財産が少ないか或いは執行に不利な状況である場合、他の和解条件を入れて、被執行人と和解を進めていくことも必要である。

2. 関連民事訴訟実例

例1：(米国) イーライリリー社と江蘇豪森薬業株式会社間の特許侵害紛争事件

基本情報

特許権者(上诉人、原审原告)：(米国) イーライリリー社 (ELIILLY. YANDCOMPANY)
(以下「イーライリリー社」という)

被疑侵害者(被上诉人、原审被告)：江蘇豪森薬業株式会社 (以下「豪森社」という)

● 第一回

一審 江蘇省高等裁判所 (2001) 蘇民三初字第 1 号

二審 最高裁判所 (2002) 民三終字第 8 号

● 第二回

一審 江蘇省高等裁判所 (2003) 蘇民三初字第 1 号

二審 最高裁判所 (2009) 民三終字第 6 号

2. 事件の経緯

イーライリリー社は、抗癌剤ゲムシタビン及び塩酸ゲムシタビン (以下「本抗癌剤」という) に係る中国発明特許権 3 件を享有している。当該特許権 3 件は、本抗癌剤を製造・調合する完全な技術方案を構成している。

イーライリリー社は、豪森社が、当社の許諾を得ることなしに、2000 年から係争特許方法によって本抗癌剤を調合し、かつ、当該製品の販売を行っているため、特許侵害となり、相応する法的責任を負うべきであると主張して、江蘇省高等裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所は、審理を経て、豪森社は特許権侵害にならないと判定した。

イーライリリー社は、一審判決を不服として最高裁判所に上訴を提起した。最高裁判所は、(2002) 民三終字第 8 号民事裁定により原判決を取り消し、同事件を差し戻して再審理するよう命じた。

江蘇省高等裁判所は、再審理を経て (2003) 蘇民三初字第 001 号民事判決を言い渡して、豪森社は特許権侵害にならないと判定した。

上诉人イーライリリー社は、該再審理判決を不服として、再度最高裁判所に上訴を提起した。

最高裁判所は、審理を経て、上訴を棄却し、原判決を維持した。

◆ 例2：フランスのラコステ社 (LACOSTE) とシンガポールのクロコダイル・イン

ターナショナル社 (CROCODILE INTERNATIONAL PTE LTD)、上海東方鱷魚服飾有限公司北京分公司間の商標専用権侵害紛争事件

◇ 基本情報

商標権者（一審原告・二審上诉人）：ラコステ株式会社（LACOSTE）（以下「ラコステ社」という）

被疑侵害者（一審被告・二審被上诉人）：クロコダイル国際機構私人有限公司（CROCODILE INTERNATIONAL PTE LTD）（以下「クロコダイル・インターナショナル社」という）

被疑侵害者（一審被告・二審被上诉人）：上海東方鱷魚服飾有限公司北京分公司

一審 北京市高等裁判所（2000）高民初字第 29 号民事判決

二審 最高裁判所（2009）民三終字第 3 号民事判決

◇ 事件の経緯

1933 年に設立されたラコステ社は、同年フランスにおいて「ワニの図形」商標を登録した。その後、ラコステ社は、1960 年代にアジア市場への進出を始め、1980 年から 1999 年にかけて、中国で第 141103 号、第 879258 号及び第 1318589 号「ワニの図形」と第 940231 号「ワニの図形+LACOSTE」商標を登録し、第 25 類と第 18 類を指定商品とした。同時に、ラコステ社は 1984 年に正式に中国市場に進出し、1994 年に上海に中国初の専売ブースをオープンした。

クロコダイル・インターナショナル社の前身は、陳賢進が 1943 年にシンガポールで設立した利生民社で、1983 年に現在の社名に変更した。クロコダイル・インターナショナル社は 1994 年に中国上海で一番目の専売店をオープンした。1993 年と 1994 年に中国大陸で「CARTELO 及びワニの図形」商標を出願し、第 25 類と第 18 類を指定商品とした。

ラコステ社は 1995 年、クロコダイル・インターナショナル社が中国で複数の店舗をオープンさせ、写実的なワニの図形が印刷された看板を掲げ、「ワニの図形」商標が付いた服飾製品を販売しているのを発見し、2000 年 5 月 11 日、クロコダイル・インターナショナル社に対して、自社の登録商標権を侵害したことを理由に訴訟を提起した。

北京市高等裁判所は一審において、全体的な比較、総合的判断の原則に基づいて、ラコステ社とクロコダイル・インターナショナル社のシリーズ商品の商標を全体的にみる

場合、両者間には、すでに顕著性を有し、それぞれを区別することができる特徴が形成されており、実際に商品を購入する場合においても、購入後の使用においても、消費者に混同や誤認をもたらさないことを認定した。さらに、クロコダイル・インターナショナル社が被疑侵害品に単独で「ワニの図形」を使用した行為についても、ラコステ社の登録商標専用権の侵害にならないとして、ラコステ社の訴訟請求を棄却した。

それに対し、ラコステ社は、一審判決を不服として上訴を提起したが、最高裁判所は2010年12月29日、上訴を棄却し、一審判決を維持する二審判決を言い渡した。

◆ 例3：北京北大方正電子有限公司と広州宝潔有限公司、北京家樂福商業有限公司間の著作権侵害事件

基本情報

著作権者(一審原告・二審上诉人): 北京北大方正電子有限公司 (以下「方正公司」という)

被疑侵害者(一審被告・二審被上诉人): 広州宝潔有限公司 (以下「P&G 公司」という)

被疑侵害者(一審被告・二審被上诉人): 北京家樂福商業有限公司 (以下「カルフル公司」という)

一審 北京市海澱区裁判所 (2008) 海民初字第 27047 号判決書

二審 北京市第一中等裁判所 (2011) 一中民終字第 5969 号判決書

◇ 事件の経緯

方正公司は2008年、P&G 会社の「リジョイ」シャンプーなどの製品包装に方正倩体字「飄柔」が使用されているのを発見した。その後、方正公司は、著作権侵害を理由として、P&G 会社とその製品を販売しているカルフル公司に対して、裁判所に訴訟を提起し、P&G 会社に対しては侵害製品の使用を差し止め、且つ、侵害製品を廃棄すること、カルフル公司に対しては侵害製品の販売を差し止めることを請求した。

これに対し、P&G 会社は、「文字は、情報の伝達手段として一部の企業に独占されるものではない。方正公司は、倩体フォントライブラリーにおける単体の漢字に対して美術著作物としての著作権を有すべきではない」と反論した。

一審裁判所は、審理を経て、「倩体フォントライブラリーにおけるフォントは、一定の独創性を有し、「中国著作権法」に規定する美術著作物としての要件を満たすので、全体として保護を受けることはできるものの、フォントライブラリーにおける単体の漢字は、美術著作物として保護を受けることができない」と判定し、方正公司の全ての請

求を棄却した。

それに対して、方正公司是、一審判決を不服として 2010 年 12 月に北京市第一中等裁判所に上訴を提起した。方正公司是、P&G 公司が被疑侵害製品に係争フォント「飄柔」を使用している行為は自社の著作権の複製権及び発行権を侵害し、カルフル公司が被疑侵害製品を販売している行為は自社の発行権を侵害していると主張した。

二審裁判所は、審理を経て、P&G 公司与カルフル公司の行った行為はいずれも著作権侵害にならないと判定し、原審判決を維持した。

◆ 例 4：中韓晨光公司与微亜達製筆公司等三社との不正競争事件

◇ 基本情報

再審請求者（一審被告 二審上訴人）寧波微亜達製筆有限公司

被請求者（一審原告 二審被上訴人）上海中韓晨光文具製造有限公司

原審被告 寧波微亜達文具有限公司

原審被告 上海成碩工貿有限公司

一審 上海市第二中等裁判所（2008）滬二中民五(知)初字第 112 号民事判決

二審 上海市高等裁判所（2008）滬高民三（知）終字第 100 号民事判決

再審 中華人民共和國最高裁判所民事裁定書（2010）民提字第 16 号

◇ 事件の経緯

中韓晨光公司是、上海にある専門的に事務用品製造を営んでいる文具メーカーである。2002 年 7 月に国家知識産権局に対し、「筆」という名称の意匠出願をし、2003 年 2 月 19 日に権利化された。その登録番号は ZL02316156.6 であったが、該意匠権は、年金を納付しなかった理由で、提訴の前に失効している。また、中韓晨光公司是、2004 年 9 月 21 日に指定商品が第 16 類のペン、ノートなどである登録商標「晨光」を譲り受けた。その商標登録証書番号は第 1815587 号で、有効期間は 2002 年 7 月 28 日から 2012 年 7 月 27 日までであった。その後、商標「晨光」は 2005 年 1 月、上海市工商行政管理局により上海市著名商標として認定され、その有効期間が 2005 年から 2007 年までであった。さらに、国家工商行政管理総局商標局（以下「国家商標局」という）は 2005 年 12 月 30 日、第 16 類のペン商品における登録商標「晨光」を馳名商標として認定した。このほか、「晨光」中性ペンは、2003 年と 2007 年に数回にわたり「ブランド」製

品の称号を与えられ、中韓晨光公司是、同製品に対して広告・宣伝活動を行った。

微亜達製筆公司及び微亜達文具公司是、浙江省にある文房具の製造販売の専門会社（成碩会社が販売代理店）である。同2社が製造した681型水性ペンの構造は、中韓晨光公司製造のK-35型ノック式中性ペンと同一で、クリップ部分に「WEIYADA」、「681」などと、装飾リングに「WEIYADA」、「E681」などと印字されている以外、全体から見れば、両者の意匠は、基本的に一致していた。

2008年4月21日に中韓晨光公司是、微亜達製筆会社が製造販売する681型水性ペンについて、自社K-35型ノック式中性ペン特有の装飾を模倣しているとして、不正競争行為に該当するという理由で、上海市第二中等裁判所に訴訟を提起して、三被告に対し侵害行為の停止及び損害賠償を求めた。

一審裁判所は、被告の行為が不正競争に該当すると認定し、被告の微亜達文具公司及び微亜達製筆公司に対し、侵害行為を停止し、原告の経済的な損害を賠償するよう言い渡し、かつ成碩工貿公司に対し、681型水性ペンの販売を停止するよう命じた。

その後、被告は一審判決を不服として、上訴を提起したが、二審裁判所が一審判決を維持したため、上訴人は、最高裁判所に再審を提起した。最高裁判所による再審中、微亜達製筆公司及び微亜達文具公司与中韓晨光公司是和解協議に合意し、微亜達製筆公司是、当該和解協議書に基づき、その再審申請の取り下げを最高裁判所に要請した。最高裁判所は、下記のとおり裁定を下した。

- (1) 微亜達製筆公司による再審申請取り下げを許可する。
- (2) 一審判決を維持する。

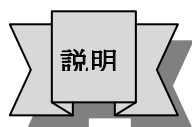
第6章 模倣品の刑事対応

第1節 概要

1. 関連法律



模倣品の刑事対応とは、刑事法律に基づいて、刑事司法手続きにより、知的財産権を深刻に侵害し、知的財産権犯罪を構成する模倣事件について、模倣者の刑事責任を追及することです。



模倣品の刑事対応は、刑法、刑事訴訟法、知的財産法などの法律の組み合わせを通じて実現するが、主に、下記の法律法規を準拠法として実施しています。

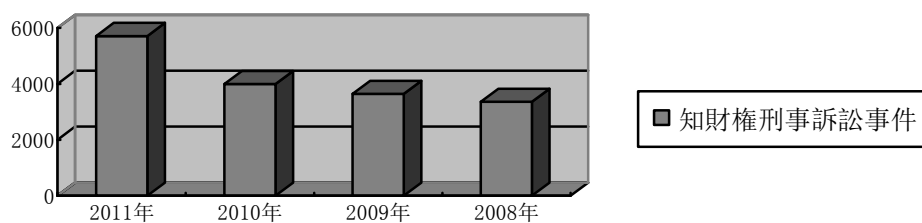
法 令	発 行 機 関	執 行 時 間
中華人民共和国刑法	全国人民代表大会	1997 年 10 月 1 日
中華人民共和国刑事訴訟法	全国人民代表大会	1997 年 7 月 1 日
「中華人民共和国刑事訴訟法」執行の若干の問題に関する解釈	最高裁判所	1998 年 9 月 8 日
違法出版物刑事案件の審理の具体的法律適用の若干問題に関する解釈	最高裁判所	1998 年 12 月 11 日
知的財産権侵害の刑事案件処理の法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈（以下「解釈一」という）	最高裁判所・最高人民検察院	2004 年 12 月 22 日
知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈（2）（以下「解釈二」という）	最高裁判所・最高人民検察院	2007 年 4 月 5 日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（一）（以下「立件訴追基準一」という）	最高人民検察院・公安部	2008 年 6 月 25 日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（二）（以下「立件訴追基準二」という）	最高人民検察院・公安部	2010 年 5 月 7 日

知的財産権侵害の刑事事件の法律適用の 若干の問題に関する意見	最高裁判所・最高人 民検察院・公安部	2011年1月10日
-----------------------------------	-----------------------	------------

2. 知財権刑事訴訟の現状

説明

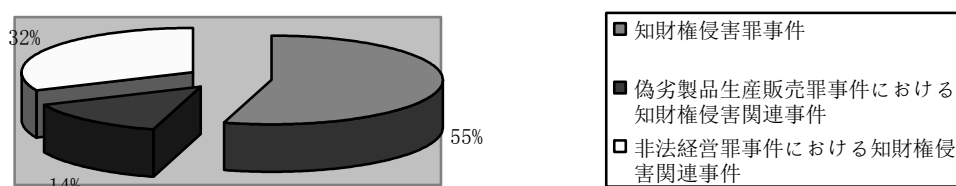
模倣品の刑事対応は、模倣品対応の最後保障として、模倣品事件で知財権刑事訴訟による処罰と威嚇の機能の発揮が重要視されています。近年、知財権侵害と粗悪品の製造販売に対する打撃と刑事による知財権保護を引き続き強化しているとともに、知財権刑事訴訟の数量も下記のように増やしています。



2010～2011「中国知識財産権保護状況（国家知識産権戦略網 <http://www.nipso.cn/bai.asp>）」

説明

2011年、全国法院で新たに受理した第一審知財権刑事訴訟事件は5707件で、結審した事件は5504件でした。新たに受理した事件の中、知的財産権侵害罪事件が3134件で、半分以上を占めています。また、知的財産権侵害罪事件において、商標権侵害の件が2417件で、知的財産権侵害罪事件の約77%を、全部知財権刑事訴訟事件の約44%を占めています。なお、結審された事件において、発行判



2010～2011「中国知識財産権保護状況（国家知識産権戦略網 <http://www.nipso.cn/bai.asp>）」

決に関わっている人数は10055人でしたが、そのうち7892人が刑事処罰を課されました。

3. 刑事案件の訴追基準

(1) 基本内容

① 登録商標冒用罪

定義	刑法第213条：登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為。
訴追基準	解釈一第1条1項、立件訴追基準二第69条：<u>情状が重大な場合</u> ア．不法経営額が5万元以上又は違法所得額が3万元以上の場合。 イ．二種類以上の登録商標を冒用し、不法経営額が3万元以上又は違法所得額が2万元以上の場合。 ウ．その他情状が重大な場合。
加重情状	解釈一第1条2項：<u>情状が特に重大な場合</u> ア．不法経営額が25万元以上又は違法所得額が15万元以上の場合。 イ．二種類以上の登録商標を冒用し不法経営額が15万元以上又は違法所得額が10万元以上の場合。 ウ．その他情状が特に重大な場合。

概念説明

同一種類の商品	意見第5条1項： ① <u>名称が同一である商品</u> (「名称」は、一般的に「商標登録用の商品及びサービスの国際分類」に定める商品の名称を指す)。 ② <u>名称は異なるものの同一の物を指す商品</u> (機能、用途、主要原料、消費対象、販売ルート等において同一又は基本的に同一であり、同一種類の物として関連公衆に一般的に認められている商品を指す)。
	留意 <u>民事上、「類似の商品」での使用も商標権侵害となるが、刑事上、「類似の商品」での使用は、犯罪にならない。</u>

同一の商標	解釈一第8 条1 項： 冒用される登録商標と完全に同一又は冒用される登録商標と視覚上基本的に差がなく、公衆に対して誤認を生じさせるに足る商標を指す。 意見第6 条： ① 登録商標の字体、大文字・小文字又は横・縦並びを変更したもので、登録商標と僅かな違いしかない場合。 ② 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間の距離を変更したもので、登録商標の顕著な特徴を表すことに支障をもたらさない場合。 ③ 登録商標の色を変更した場合。 ④ 登録商標と視覚上基本的に差がなく、公衆に対して誤認を生じさせるに足りるその他の商標。  <u>民事上、類似商標の無断使用も商標権侵害となるが、</u> <u>刑事上、同一商標の無断使用しか犯罪にならない。</u>
使用	解釈一第8 条2 項： 登録商標又は冒用した登録商標を商品、商品の包装又は容器及び製品説明書、商品取引文書に使用し、又は登録商標若しくは冒用した登録商標を広告宣伝、展覧及びその他の商業活動等に用いる行為を指す。
不法経営額	解釈一12 条： 行為者が知的財産権侵害行為の過程において、製造、貯蔵、輸送、販売した権利侵害製品の価値を指す。既に販売した権利侵害品の価値は実際に販売した価格に基づいて計算され、製造、貯蔵、輸送及び販売されていない権利侵害製品の価値は、表示価格又は既に調査した権利侵害品の実際の販売平均価格に基づいて計算される。権利侵害製品に表示価格がなく又は実際の販売価格を調査できない場合は、被権利侵害製品の市場の中間価格に基づいて計算される。 数回にわたり知的財産権を侵害し、且つ、行政処罰または刑事処罰されていない行為について、不法経営金額、違法所得金額または販売金額の累計に依って計算する。

	意見第7条： 製造、貯蔵、輸送され、及び販売されていない登録商標虚偽表示に当たる侵害製品の金額算定の際、製作は完了しているが、登録商標虚偽表示が付加（貼り付けも含む）されていない、又は完全には付加（貼り付けも含む）されていない製品については、当該製品に他者の登録商標を虚偽表示しようとするのが確実で十分な証拠により証明されれば、その金額を不法経営額に計上する。
--	---

② 登録商標冒用商品販売罪

定義	刑法第214条：登録商標を冒用した商品であることを明らかに知りながら販売する行為。
訴追基準	解釈一第2条1項：<u>金額が比較的大きい場合</u> 販売金額が5万元以上の場合。 立件訴追基準二第70条： ア．販売金額が5万元以上である場合。 イ．まだ販売されていないが、商品の価値額が15万元以上である場合。 ウ．販売金額が5万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価値額を合わせて15万元以上である場合。
加重情状	解釈一第2条1項：<u>金額がきわめて大きい場合</u> 販売金額が25万元以上の場合。

概念説明

販売金額	解釈一第9条1項： 登録商標を冒用した商品を販売後に取得及び得られるべきすべての違法収入を言います。
------	---

明らかに知り ながら	解釈一第9条2項： ア．自己で販売する商品上の登録商標が改ざん、交換されるか又はカバーされていることを知っている場合。 イ．登録商標を冒用した商品を販売することにより行政処罰を受けたことがあるか、又は民事責任を負わせたことがあり、再び同一種類の登録商標を冒用した商品を販売する場合。 ウ．商標登録者の授權文書を偽造し、改ざんするか、又は当該文書が偽造され、改ざんされたものであることを知る場合。 エ．その他に虚偽登録商標の商品状況を知るか、又は知るべき場合。
---------------	---

③ 登録商標標識の不法製造販売罪

定義	刑法第215条：他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売する行為。
訴追基準	解釈一第3条1項、立件訴追基準二第71条：情状が重大な場合 ア．偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の登録商標の標識の数量が2万件以上、又は不法経営額が5万元以上若しくは違法所得額が3万元以上の場合。 イ．偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の二種類以上の登録商標の標識の数量が1万件以上、又は不法経営額が3万元以上若しくは違法所得額が2万元以上の場合。 ウ．その他情状が重大な場合。
加重情状	解釈一第3条2項：情状が特に重大な場合 ア．偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の登録商標の標識の数量が10万件以上、又は不法経営額が25万元以上若しくは違法所得額が15万元以上の場合。 イ．偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の二種類以上の登録商標の標識の数量が5万件以上、又は不法経営額が15万元以上若しくは違法所得額が10元以上の場合。 ウ．その他情状が特に重大な場合。

④ 特許冒用罪

定義	刑法第216条：他人の特許を冒用する行為。
訴追基準	解釈一第4条、立件訴追基準二第72条：情状が重大な場合 ア．不法経営金額が20万元以上又は違法所得金額が10万元以上の場合。 イ．特許権者に 50 万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合。 ウ．二つ以上の他人の特許を偽造し、不法経営金額が 10万元以上又は違法所得金額が5 万元以上の場合。 エ．その他情状が重大な場合。

概念説明

他人の特許を冒用する行為	解釈一第10条： ア．許諾を得ず、製造又は販売する製品、製品の包装に他人の特許番号を表記する場合。 イ．許諾を得ず、広告又はその他の宣伝資料に他人の特許番号を使用し、かかる技術が他人の特許技術であると誤認させる場合。 ウ．許諾を得ず、契約書に他人の特許番号を使用し、契約に関連する技術が他人の特許技術だと誤認させる場合。 エ．他人の特許証書、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造する場合。
--------------	--

⑤ 著作権侵害罪

定義	刑法第217条：営利目的で下記の状況に該当する著作権を侵害する行為を行なうこと。 ア．著作権者の許諾を得ずに、文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、コンピュータソフトウェアその他の著作物を複製発行した場合。 イ．他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合。
----	---

	ウ．録音録画制作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合（録音録画制作者の許諾を得ずに情報ネットワーク伝達を通して録音録画作品を複製発行する行為も含まれる。―最高裁判所・最高人民検察院による「著作権侵害刑事事件における録音録画製品の関連問題に対する回答」）。 エ．他人の署名を冒用した美術作品を制作し又は販売した場合。
訴追基準	解釈一第5条1項、解釈二第1条、立件訴追基準一第26条、意見第13条第1項： ① <u>違法所得金額が比較的大きな場合</u>：違法所得額が3 万元以上の場合 ② <u>その他情状が重大である場合</u>： ア．不法経営金額が5万元以上の場合。 イ．著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品及びその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計500 枚（部）以上の場合。 ウ．情報ネットワークを通じて、他人の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を公衆に伝播し、且つ下記いずれかに該当する場合。 ➤ 不法経営額が5 万元以上である場合。 ➤ 他人の作品を伝播した数が合計で500 件(部)以上である場合。 ➤ 他人作品を伝播する実際のクリック数が5 万回以上である場合。 ➤ 会員制方式により他人の作品を伝播し、登録会員数が1000 人以上に達した場合。 ➤ 金額又は数量は上記第1 号から第4 号までの基準に達していないものの、その中の二項目以上の基準の半分以上をそれぞれ達した場合。 ➤ その他情状が重大な場合。 エ．その他情状が重大な場合。
加重情状	解釈一第5条2項、解釈二第1条、意見第13 条2 項：

	① <u>違法所得額が巨額の場合</u>：違法所得額が15 万元以上の場合。 ② <u>情状が特に重大な場合</u>： ア．不法経営額が25 万元以上の場合。 イ．著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品及びその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計2,500 枚（部）以上の場合。 ウ．情報ネットワーク上で他人の作品を伝播することに関する意見13 条1 項に定める行為を行い、その金額又は数量が同項第1 号から第5 号までの基準の5 倍以上に達した場合 エ．その他情状が特に重大な場合。
--	--

概 念 説 明

営利目的	解釈一第11条第1項、立件訴追基準一第26条、意見第10条： ① 営利目的には、有料広告等の方法で直接的又は間接的に費用を徴収する場合も含まれる。 ② 販売の場合を除き、下記のいずれかに該当する場合、「営利を目的とすること」と判断することができる。 ア．他人の作品の中に有料広告を掲載し、第三者の作品との抱き合わせなどの方法により直接的又は間接的に費用を徴収すること。 イ．情報ネットワークを通じて他人の作品を伝播し、又は他人がアップロードした権利侵害作品を利用し、ウェブサイト若しくはウェブページで有料広告サービスを提供し、直接的又は間接的に費用を徴収すること。 ウ．会員制方法による情報ネットワークを通じて他人の作品を伝播し、会員登録費その他の費用を徴収すること。 エ．その他、他人の作品を利用して利益を図ること。
著作権者の許諾を得ず	解釈一第11条第2項、立件訴追基準一第26条、意見第11条： 著作権者の授権を得ていない場合又は著作権者の授権許諾文書を偽造

	し、改ざんし、又は授權許諾範囲を逸脱している場合を指す。 認定にあたっては、通常は著作権者又は著作権者が授權した代理人や著作権の集団管理組織、国の著作権行政管理部門から指定された著作権認証機構が発行する係争作品の著作権認証書類、若しくは出版者、複製発行者がライセンス許諾書類を偽造、改ざんしていること、又はライセンス許諾の範囲を超えていることを証明している証拠に基づき、他の証拠と合わせて総合的に認定するものとする。 係争作品の種類が多くあり、権利者も分かれている事件では、前述のような証拠を個々に取得するのは確かに難しいが、係争複製物は不法出版物、不法複製発行物であることを証明する証拠があり、そして出版者や複製発行者も著作権者から許諾を得ている旨の証明資料を提供できない場合、「著作権者による許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄したり、係争作品の著作権はわが国の著作権法から保護を受けないこと、又は著作権の保護期間を満了していることを証明する証拠がある場合は除外される。
複製発行	解釈一第11条第3項、解釈二第2条、立件訴追基準一第26条、意見第11条： ① 複製販売には、複製、販売、又は複製し且つ販売を行う行為が含まれるが、情報ネットワークを通じて公衆に対し他人の文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画作品及びその他著作物を伝播させる行為も含まれる。 ② 「発行」は、総発行、卸売り、小売り、情報ネットワーク通じた伝播及びリース、展示即売する行為を含む。権利侵害製品の所持者が広告、注文募集等の方式で権利侵害製品を売り込む行為も、「発行」に該当する。 ③ 不法に他人の作品を出版、複製、発行し、犯罪を構成する場合は、本条で処罰される。

⑥ 著作権侵害複製品販売罪

定義	刑法第218条：営利を目的として、刑法第217条に規定する複製品であることを知りつつ販売し、違法所得額が巨額な場合。
訴追基準	解釈一第6条、立件訴追基準一第27条： ① 違法所得額が10万元以上の場合。 ② 違法所得額が上記基準に達していないが、未販売の侵害複製品の価値額が30万元以上の場合。

⑦ 商業秘密侵害罪

定義	刑法第219条： ① 下記に規定する商業秘密侵害行為のいずれかに該当する行為を行うこと。 ア．窃盗、利益誘導、脅迫その他の不正な手段を用いて、権利者の商業秘密を取得すること。 イ．前号の手段を用いて取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し又は他人に使用を許諾すること。 ウ．契約に違反し又は権利者の商業秘密の保持に関する要求に反して、自己が保有する商業秘密を開示し、使用し又は他人が使用することを許諾すること。 ② 前項の行為があったことを明らかに知り又は知り得べき状況下で、他人の商業秘密を取得し使用し又は開示したこと。
訴追基準	解釈一第7条第1項、立件訴追基準二第73条： 権利者に重大な損害を与えた場合 ア．権利者に与えた損害額が50万元以上の場合。 イ．商業秘密侵害による違法所得金額が50万元以上である場合。 ウ．権利侵害が原因で権利者が破産に至った場合。 エ．その他、権利者に重大な損失を与えた場合。
加重情状	解釈一第7条第2項： <u>特に重大な結果を生じた場合</u> ：権利者に与えた損害額が250万元以上の場合。

概 念 説 明

(営業秘密)	刑法第219条 ：公に知られておらず、権利者のために経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持措置を講じた技術情報又は経営情報を指す。
権利者	営業秘密の所有者及びその許諾を得て営業秘密を使用する者を指す。

(2)補充内容

単位犯罪について	刑法第220条、解釈二第6条 ： 単位（法人等）が刑法213 条から219 条の罪を犯した場合は、単位に罰金を科し、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者を各条の規定により処罰する。 また、罪状と刑罰を決める基準は、個人犯罪と同様である。
罰金額について	解釈二第4条 ： 違法所得、不法経営額、権利者に与えた損害、社会危害性等の事情を考慮し、通常は違法所得の1 倍以上5 倍以下又は不法経営額の50%以上1 倍以下で確定する。
幫助罪について	解釈一第16条、意見第15条 ： 他人が知的財産権侵害の犯罪を行っていることを知りつつ、資金、預金口座、領収書、証明書、許可証書を提供し、若しくは生産、経営場所を提供し、又は、輸送、貯蔵、輸出入代理等の便宜を図り、幫助した場合、共犯として処罰される。 また、他人が知的財産権侵害の犯罪を行っていることを知りつつ、権利侵害製品を生産、製造する主要原材料、補助材料、半製品、包装材料、機会設備、付箋標識、生産技術、調剤を提供し、又はインターネット開通、サーバー委託管理、ネット保存空間、通信伝送通路、費用代理徴収、費用決算等のサービスを提供する者については、知的財産

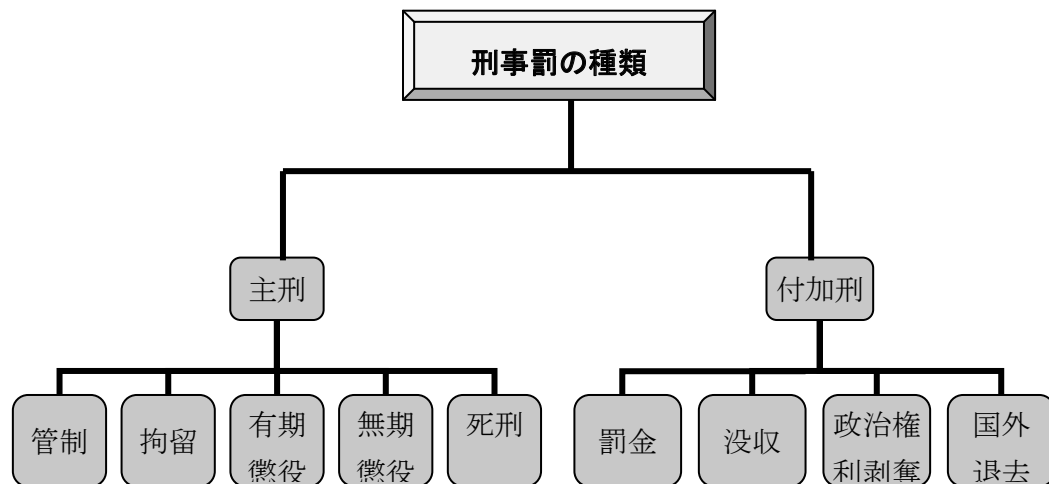
	権侵害罪の共犯として処罰される。
常習者について	意見第14条第2項： 二年以内に知的財産権侵害行為を多数回行い、行政処理を受けておらず、その累計額が犯罪の要件を満たす場合、犯罪として処罰される。
罪の犯罪の競合について	解釈一第13条、14条、意見第16条： ① 刑法第213条に規定される登録商標を虚偽表示し、且つ、当該虚偽登録商標の商品を販売し、犯罪を構成する場合には、刑法第213条の規定により、登録商標の虚偽表示罪として処罰する。 ② 刑法第213条に規定される虚偽登録商標の犯罪を実施し、且つ、他人の虚偽登録商標の商品を知っていながら販売し、犯罪をなした場合には、数罪併科に処する。 ③ 刑法第217条に規定される著作権侵害犯罪を実施し、且つ、当該権利侵害複製品を販売し、犯罪をなした場合には、刑法第217条の規定により、著作権侵害犯罪として処罰する。 ④ 刑法第217条に規定される著作権侵害犯罪を実施し、且つ、他人の権利侵害複製品を知っていながら販売し、犯罪をなした場合に、数罪併科を処する。 ⑤ 行為者が知的財産権侵害罪を犯すと同時に、模倣品・粗悪品の生産・販売という犯罪を構成している場合、知的財産権侵害の犯罪と偽劣製品生産販売罪の中でより重い処罰の規定に準拠して罪を判定し処罰する。

4. 刑事罰の種類及び内容

(1) 概要



刑事罰とは、犯罪に対する法的効果として、国家によって犯罪をおかした者に科せられる一定の法益の剥奪を言います。中国の刑事罰には、下記の種類があります。



(2) 具体内容

登録商標 冒用罪	ア. 情状が重大な場合：3 年以下の有期徒刑又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。 イ. 情状が特に重大な場合、3 年以上7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。
登録商標 冒用商品 販売罪	ア. 販売額が比較的大きい場合：3 年以下の有期徒刑又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。 イ. 販売額が巨額である場合：3 年以上7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。 留 意 ① 未遂として処罰（意見8条1項） ア. まだ販売されておらず、商品価値額が15万元以上である場合。 イ. 一部が販売されており、販売された分の金額が5万元未満だが、まだ販売していない商品価値額との合計額が15万元以上である場合。

	<u>② 法定刑の幅に準拠して処罰（意見第8条2項）</u> ア．販売されておらず、商品価値額が15万元以上25万元未満である場合。 イ．販売されておらず、商品価値額が25万元以上である場合。 <u>③ 情を斟酌して重罰（意見第8条3項）</u> ア．販売額と未販売分商品金額がそれぞれ異なる法定刑の幅、若しくはいずれも同一法定刑の幅に達した場合は、より重い処罰の法定刑又は同一の法定刑の幅に準拠し、事情を斟酌して重罰を加える。
登録商標標識 の不法製造販 売罪	ア．情状が重大な場合:3年以下の有期徒刑、拘留又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。 イ．情状が特に重大な場合：3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。
	留意 <u>未遂として処罰（意見9条）</u> ア．まだ販売していない、他人が偽造、無断製造した登録商標標識の数量が6万件以上である場合。 イ．まだ販売していない、他人が偽造、無断製造した二種類以上の登録商標標識の数量が3万件以上である場合。 ウ．他人が偽造、無断製造した登録商標標識を一部販売しており、その販売標識の数量が2万件未満であるが、まだ販売していない標識の数量と合わせた合計数量が6万件以上である場合。 エ．他人が偽造、無断製造した二種類以上の登録商標標識を一部販売しており、その販売標識の数量が1万件に達していないものの、まだ販売していない標識の数量と合わせるとその合計数量が3万件以上である場合。
特許冒用罪	3年以下の有期徒刑又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。
著作権侵害罪	ア．違法所得金額が比較的大きな場合又はその他情状が重大である場合:3 年以下の有期徒刑又は拘留に処し、罰金を併科又単科する。 イ．違法所得金額が巨額である場合又はその他の情状が特に重大であ

	る場合：3 年以上7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。
著作権侵害複製品販売罪	3 年以下の有期徒刑又は拘留、罰金を併科又は単科する。
商業秘密侵害罪	ア．商業秘密の権利者に重大な損害を与えた場合：3 年以下の有期徒刑又は拘留、罰金を併科又は単科する。 イ．特に重大な結果を生じた場合：3 年以上7 年以下の有期徒刑及び罰金を併科する。

5. 主管機関

(1) 捜査機関：公安局（警察）



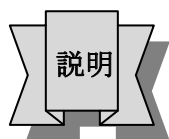
刑事訴訟法の関連規定によれば、法律により別途に規定されていない限り、公安局が刑事事件の捜査を行ないます。知財権侵害事件の捜査も、公安局が行ないます。

したがって、知財権犯罪の被害を受けた場合、被害者は、犯罪地や容疑者住所地の公安局に告発することができます。そのほか、知財権犯罪を発見した場合、誰でも公安局に通報することができます。なお行政機関は、摘発の過程で刑事訴追基準に達したと認めた場合、事件を公安局へ移送すべきです。

公安局は、告発や通報または行政機関からの移送を受けた場合、迅速に審査を実施し、犯罪事実があり、刑事責任を追及する必要があると認めた事件については立件します。また、立件した事件については捜査を行いますが、必要に応じて押収、勾留などの措置を取ります。

公安局は、捜査をして、犯罪容疑が固まれば、人民検察院に送検します。

(2) 公訴機関：人民検察院



刑事訴訟法の関連規定によれば、公訴の提起は人民検察院が行ないます。

人民検察院は、公安局から送検された事件について、審査をした上、犯罪事実が明らかで、証拠が確実かつ十分で、刑事責任を追及すべきであると認めた場合、公訴を提起します。

また、人民検察院は、法律監督機関として、公安局の捜査と裁判所の裁判について、監督することができます。したがって、公安局が立件すべきなのに、立件しなかった場合、人民検察院に立件監督を請求することができます。

(3) 裁判機関：裁判所



刑事訴訟法の関連規定によれば、裁判所は国家裁判機関として、事実と証拠を調べた上、法律規定に従い、被告人の有罪と無罪、及び刑事責任を決める判決を言渡します。

刑事訴訟法の関連規定によれば、被害者が知的財産権侵害を証明する証拠を有し、情状が軽微な知財犯罪事件については、被害者が、直接裁判所に刑事提訴（自訴）することができます。また、公安局に告訴しても公安局が捜査を進めなかった場合、及び、人民検察院が公訴を提起しなかった場合、直接裁判所に自訴して刑事訴追ができることができます。その場合、裁判所はこれを受理しなければなりません。

第2節. 刑事対応の取り得る方法

1.公安機関への告発



悪質な模倣事件に対しては、強力な打撃と徹底的な根絶が必要であります、その場合、刑事による対応が最も効果的です。また、刑事対応をとる場合、権利者は、自訴のルートを選ぶことができますが、公安機関と検察機関がやることを自らやらなければなりませんので、証拠収集と権利主張に困難が伴うことが予想されます。

したがって、重大な権利侵害を受けて、かつ、侵害者の刑事責任を追及できると判断する場合、情報を収集した上、公安機関へ告発することが得策です。

公安機関への告発は、書面又は口頭でも構いません。但し、公安機関の立件基準は、「犯罪事実があり、刑事責任を追及する必要がある」ことですので、公安局に、立件・捜査してもらうためには、事前の情報収集と公安機関への情報提供が肝心な問題です。したがって、できるだけ、事前調査を通じて、特定の侵害者と確実な被害状況の情報を公安機関に提供するほうがよいでしょう。

こうして刑事的手続が進められるようになると、警察の捜査過程で知りえなかった被害状況まで明らかになる可能性があります。

2.行政機関の移送



2006年1月26日の最高人民検察院、公安部、監察部が共同の「行政執行中の犯罪嫌疑案件移送に関する意見」で、行政機関が刑事訴追基準に達した案件は直ちに司法機関に移送しなければならないとされました。つまり、行政機関は、摘発の過程で犯罪構成の容疑があると認めた場合、事件を公安局へ移送すべきです。

実際、行政機関と公安機関と連携して、摘発したケースもあります。

また、関連摘発事件が刑事訴追基準に達した場合、権利者は、該行政機関またはその上級機関に陳情し、移送の要請を提出することができます。

3.刑事自訴

(1) 提訴要件



自訴手続きは、刑事事件について、被害者等が自ら直接裁判所へ刑事訴訟を提起する手続きを言います。刑事訴訟法の関連規定によると、知財権侵害事件の被害者は、自訴を提起することができますが、下記の提訴要件を満たさなければなりません。

① 適格な自訴人	模倣品事件の被害者は自訴人として適格である。
② 明確な被告と具体 の訴訟請求がある	明確な被告が存在するべきであり、被告が存在しない、又は、被告に行方が不明の場合、裁判所により訴訟の撤回を要求されるか、または提訴を棄却される。また、具体の訴訟請求が必要であり、罪名と刑事責任を明確に提出すべきである。もし、刑事付帯民事訴訟を提起する場合、具体的な賠償請求があるべきである。
③ 自訴事件の範囲に 属する	知財権侵害の場合、被害者が犯罪の証拠を持っており、情状の軽微な知財犯罪の場合、自訴事件の範囲に属する。但し、嚴重に社会秩序と国家利益を侵害している知財犯罪は、自訴事件に属していない。但し、被害の証拠を持っているのに、公安機関又は人民検察院が被告人の刑事責任を追及しない場合には、自訴できる。
④ 犯罪事実を証明する 証拠がある	証拠不十分の場合、裁判所により訴訟の撤回を要求されるか、または提訴を棄却される。
⑤ 提訴裁判所の管轄 に属する	知財権侵害事件の場合、通常、犯罪地又は被告住所地の裁判所が管轄する。また、被告が外国人でなければ、通常、基層裁判所が管轄する。

(2) 管轄

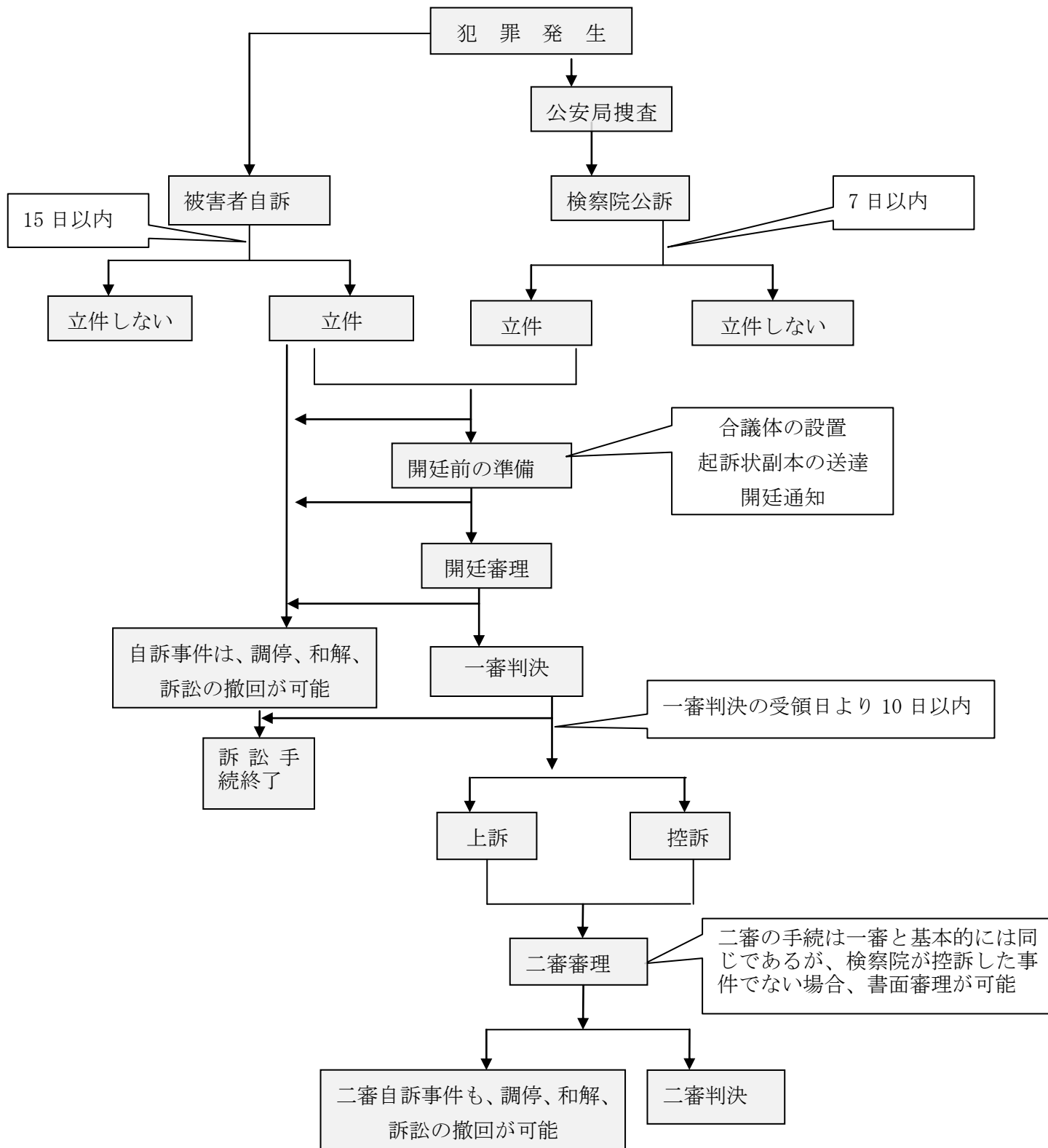


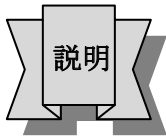
被害者は、自訴を提起する場合、下記の管轄規定にしたがって、管轄権のある裁判所に提訴すべきです。

級別管轄	通常、基層裁判所が管轄する。
	被告が外国人である場合には、中等裁判所が管轄する。
地域管轄	通常、犯罪地の裁判所が管轄する
	被告住所地の裁判所が管轄する方が適切である場合には、被告住所地の裁判所が管轄することも可能である。

(3) 訴訟手続き

フローチャート





上記の刑事訴訟の要点のみについて、下記のとおり説明します。

なお、刑事訴訟の場合、外国当事者に対して、管轄上の問題以外には、別に特殊な規定はされていません。

提訴手続き
知財権侵害の犯罪事件については、被害者により裁判所へ自訴を提出することもでき、警察の捜査を経て、検察院により公訴を提起することもできる。
裁判所の受理
裁判所は、公訴の提起を受け取った後、7日以内に受理するか否かを決定し、自訴の提起を受け取った後、15日以内に受理するか否かを決定する。
開廷審理
開廷審理では、主に法廷調査、法廷弁論などを行うが、裁判長が弁論終結を言い渡した後、被告人は、最後に陳述する権利を持つ。 また、自訴事件の場合、裁判所は、自訴事件に対し調停でき、また、自訴人は、判決が言渡されるまでに、被告人と和解することができ、または自訴を撤回できる。
一審判決の言渡し
通常、開廷審理後から1ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別な状況があれば、関連手続を経て、審理期間を延長できる。
上訴の提起
一審判決を受け取った日から10日間以内に、当事者は上訴を提起することができ、検察院は控訴を提出することができる。
上訴判決の言渡し
二審の審理の流れは、基本的に一審と同じであるが、事実が明白と認められる場合、裁判所は、書面にて審理することができる。但し、検察院が控訴を提出した事件は、開廷して審理しなければならない。 二審裁判所は元判決の認定事実が明白で、適用法律が正確で、量刑が適当であると認めた場合、上訴または控訴を却下し、元判決を維持する。元判決の認定事実が正確であるが、適用法律が間違い又は量刑が不当であると認めた場合は、自判する。元判決の認定事実が明白ではなく、証拠が不十分である場合には、事実を判明した上、自判することができ、元判決を取消し、原審に差し戻して再審理させることもできる。また、一審裁判所に訴訟手続違反が

あることを発見した場合、元判決を取消し、原審に差し戻して再審理させる。

再審

中国では二審制であるため、二審判決は最終的な判決である。当事者は、法的効力の生じた判決及に明確な誤りがあると認めるときは、裁判所又は検察院に再審理を提出することができるが、判決及び裁定は、その執行を停止しない。

再審理の請求は、通常、刑罰執行終了の2年以内に提出すべきであるが、関連情状が法律規程に合致する場合、受理される可能性もある。

第3節 留意点と実例

1. 日本企業の留意点

刑事対応を重要視
中国の刑事訴追基準を把握し、模倣事件にあった場合、刑事訴追基準に達したと認めた場合には、刑事対応を優先的に考える。刑罰により、模倣業者に対して強いプレッシャーをかける。また、別途民事訴訟を提起することで、損害賠償を求めることができる。
事前の調査と証拠の収集
刑事責任を追及するためには、被告の侵害行為を証明する証拠だけでは不十分で、侵害の情状が重大であることを証明できる証拠が必要である。また、被告の行方も把握しなければならない。調査会社を利用して、犯罪の情報を徹底的に把握し、入手できた証拠については、公証、鑑定などの措置を取って証拠能力を高める必要がある。
公安局と検察院の力を借りる
被害者により、侵害の証拠は相対的に容易に確保できるものの、その侵害の規模などに関する証拠の確保は難しく、かつ、被告人の自由を制限できないので、訴訟までその行方を把握することも難しい。但し、公安局により立件された事件については、事前に模倣行為を停止させることができるだけでなく、模倣品に対する差押さえなどの措置に通じて、侵害の規模などについても、証拠を確保できる。なお、強制措置を取ることで、被告の行方も把握できる。したがって、刑事対応について、公安局と検察院の力を借りるように努力したほうがよい。初歩的な証拠があれば、公安局へ告発することができる。
自訴手段の採用
公安局が立件しない事件については、自訴のルートを選ぶことができる。その場合、証拠の収集と確保は重要である。自訴により、刑事訴訟手続を起動させることができるので、侵害者に対し、強いプレッシャーをかけることができる。

2. 関連刑事訴訟実例



李亜德登録商標冒用事件

案件番号：(2005)通中刑二初字第 0014 号

裁判所：江蘇省南通市中等裁判所

公訴機関：江蘇省南通市人民検察院

被告：李亜徳（外国人）、陳俊

◇ 経緯：

南通芭蕾米拉日用化学品有限公司は、2004年8月17日に設立され、化粧品を生産販売を行っていたが、事件の発生時まで生産許可書を獲得していなかった。李亜徳は、当該会社の実際経営者で、陳俊は技術人員であった。李亜徳が会社の経営を管理している時、会社の法定代表者（別件で審理）及び陳俊と「DOVE」、「JERGENS」等の8個の登録商標を冒用した化粧品の生産、販売をしたが、その価値は、人民元128,700,135に達した。その中、陳俊が参加した部分の価値は、人民元97,741,164元に達した。

◇ 公訴機関の主張

登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用しており、情状が特に重大であるので、登録商標冒用罪を構成している。

◇ 被告の弁護意見

① 本件は、単位犯罪であるので、南通芭蕾米拉日用化学品有限公司も被告として追求すべき。

② 李亜徳は、自分が参加した部分だけについて、刑事責任を負うべきであり、単位の全犯罪について、責任を負うべきではない。

③ 権利者が南通芭蕾米拉日用化学品有限公司に関連商標の使用を許諾していないことに関する証拠については、外国証拠なのに公証認証をしていないので、証拠として採用すべきではない。

④ 本件商標は、国際著名ブランドであるので、その価格鑑定は、少なくとも国家レベルの認証機構により評価すべきなので、南通市価格認証センターによる価格鑑定結論は採用すべきではない。

⑤ 登録商標を冒用した商品の売れ行きと最終行方に関する証拠がないので、完璧な証拠チェーンを形成していない。

⑥ 李亜徳は、中国法律に詳しくなく、かつ初犯であり、陳俊は、会社の命令に従っただけであり、同様に初犯なので、刑を軽減するよう請求する。

◇ 裁判所の判断

① 南通芭蕾米拉日用化学品有限公司が既に営業停止され、かつ、適切な訴訟代表人もないため、単位犯罪の責任を追うことができないので、同会社を被告としない。

② 南通芭蕾米拉日用化学品有限公司の法定代表者は、経営に参加せず、李亜徳が会社の全ての事務を管理しているので、李亜徳は、直接的な主管人員としての全部犯罪行為に対し責任を負うべき。

③ 外国権利者が南通芭蕾米拉日用化学品有限公司に関連商標の使用を許諾していないことに関する証拠については、関連証拠が公証認証をしていないので、採用しない。

④ 関連規程によると、人民政府が設立した価格評価機構は、同級法院、検察院、公安局の委託を受けて価格評価することができる。また、国際著名ブランドに対し、特別な規定をしていないので、南通市価格認証センターによる価格鑑定結論は法律効力がある。但し、当該鑑定結論は、8個の商標の商品に及んでいないので、同裁判所は、これを採用しない。

⑤ 登録商標を冒用した商品の売れ行きについて、本件の証拠と証言として証明できる。なお、被告人が他人の商標を冒用したことに関する証拠が十分である状況で、関連商標の売れ行きを明らかにしたか否かは、本件の審理に影響を与えない。

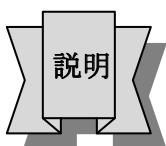
⑥ 李亜徳は、中国で会社を経営している以上、中国の法律を了解すべき。しかも、かつて、他人の商標を盗用したため、行政処罰を受けたことがあるにも関わらず、再度他人の商標を盗用したことは、主観故意が明らかである。陳俊は、他人の商標を盗用することを知りながら、技術上の支援をしたので、犯罪の過程で重要な役割をしている。

✧ 判決要旨

① 李亜徳に対して、4年の有期懲役に処し、50万元の罰金を併科し、国境駆逐を処す。

② 陳俊に対して、3年の有期懲役に処し、30万元の罰金を併科する。

③ 公安機関により差押えた通芭蕾米拉日用化学品有限公司の生産設備は、没収し、国庫に交付する。



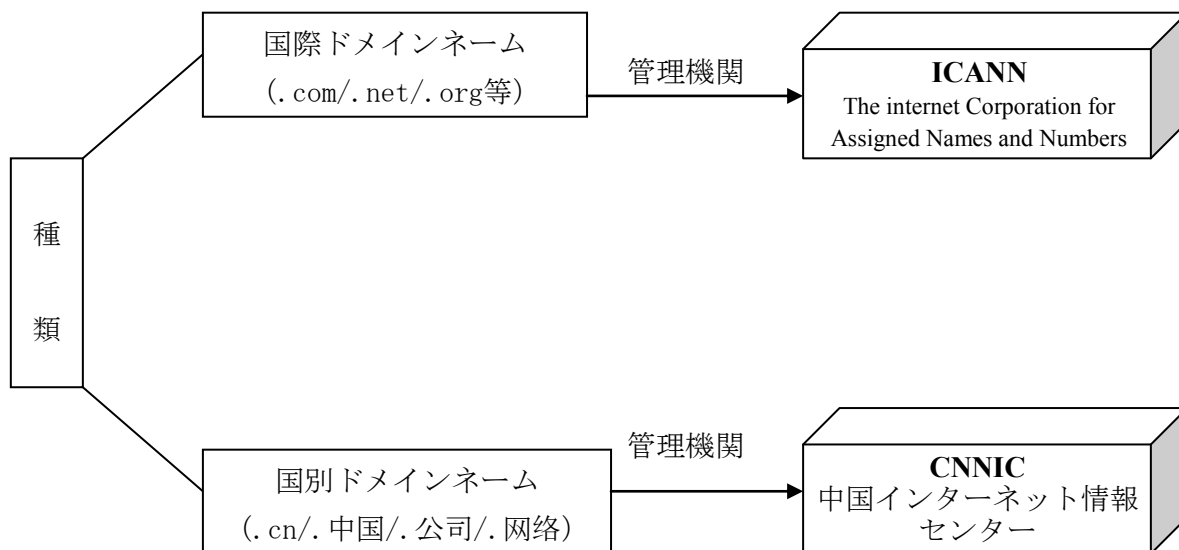
中国では、模倣品に対する刑事対応を重視しており、処罰力度も強いです。したがって、企業も、模倣品事件について、刑事手段の応用を重視し、積極的に刑事対応を展開します。

第7章 その他の主要トピック

第1節 ドメインネームの問題

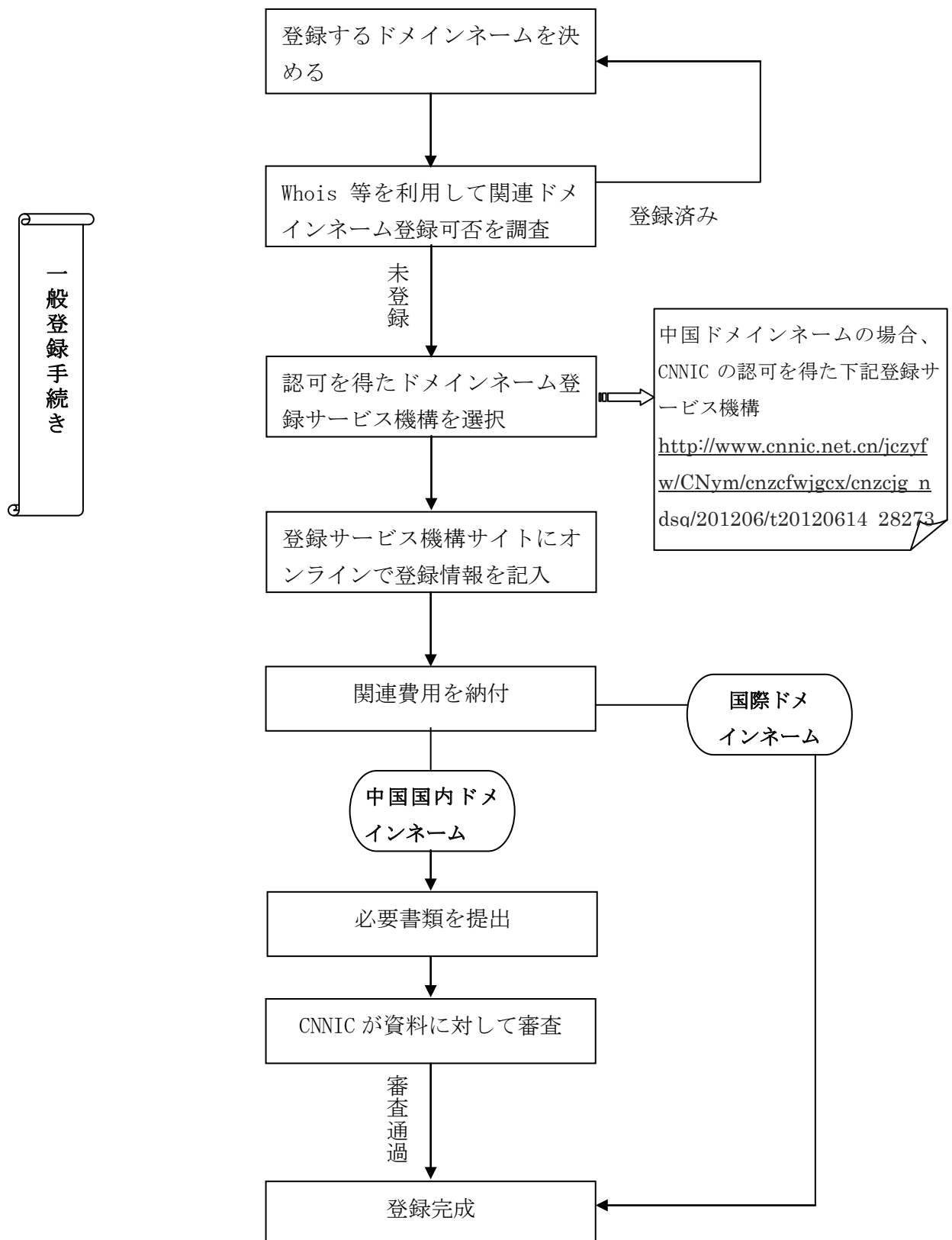
1. ドメインネームの登録手続き

ドメインネームは管理機構の違いによって、以下の2種類に分けることができます。



説明

- ドメインネームの登録は先願主義となる。
- CNNIC (<http://www.cnnic.net.cn/>) は中国国家頂級ドメインネーム「.cn」とサフィックスが「.cn/.中国/.公司/.网络」である中国語ドメインネームの登録を管理する。
- 上記「.cn」と中国語ドメインネームを登録する場合、個人は身分証明書を、企業は営業許可証を提出する必要がある。また、連絡者等の情報を明記しなくてはならない。
- 現在、外国の企業又は個人が「.cn」と中国語ドメインネームを登録したい場合、以下の二つの方法がある。
 - ① CNNIC の認可を得た外国のドメインネーム登録サービス機構を介して登録する。詳細は CNNIC の下記 HP を参照
http://www.cnnic.net.cn/jczyfw/CNym/cnzcfwjgex/cnzcjg_ndsq/201207/t20120702_30267.htm
 - ② 中国における子会社の名義で登録する。
- 登録済みのドメインネームについて、毎年、ドメインネーム登録サービス機構に年金を支払う必要がある。年金の納付手続き等について



2. ドメインネームに関する紛争

インターネットの急速な発展、及びドメインネームの住所表示の役割、ウェブサイト上において商品・役務の提供等ができることから、中国では、ドメインネームの商用価値がますます重視されています。また、ドメインネームは、登録費用が安く、実体審査も経ず、先願主義なので、周知商標、周知商号等に関わるドメインネームの不正登録が可能になります。そのため、ドメインネームに関する紛争は多発しています。

ドメインネームに関する紛争の種類

①	他人の周知商標、周知商号等と同一又は類似するドメインネームを不正登録して、高額で権利者又は関係者に売却する。
②	他人の周知商標、周知商号等と同一又は類似するドメインネームを不正登録した後、当該ドメインネームを使用してウェブサイトを開設する。また、当該ウェブサイトが上記商号又は商標の権利者のサイトであるように消費者を誤認させ、ユーザーに自分のウェブサイトアクセスさせることで、以下の目的を達成する。 ● 高アクセス数を利用して広告収入を得る。 ● 商標又は商号の権利者と類似・同一する商品を販売して、不法収益を得る。

3. 救済手段

他人によって、自社の商標又は商号に関するドメインネームを不正登録されることで、紛争が生じた場合、主に下記の三つの救済手段が考えられます。

警告状の発送 及び交渉	不正登録者に警告状を発送して無料で係争ドメインネームを譲渡するよう要求する。相手側との交渉が順調な場合は、無料、又は低額で係争ドメインネームを譲受することができる。 <u>メリット</u>： ● 紛争の解決までの時間が短い。 ● コストが少なくて済む。 <u>デメリット</u>：
----------------	--

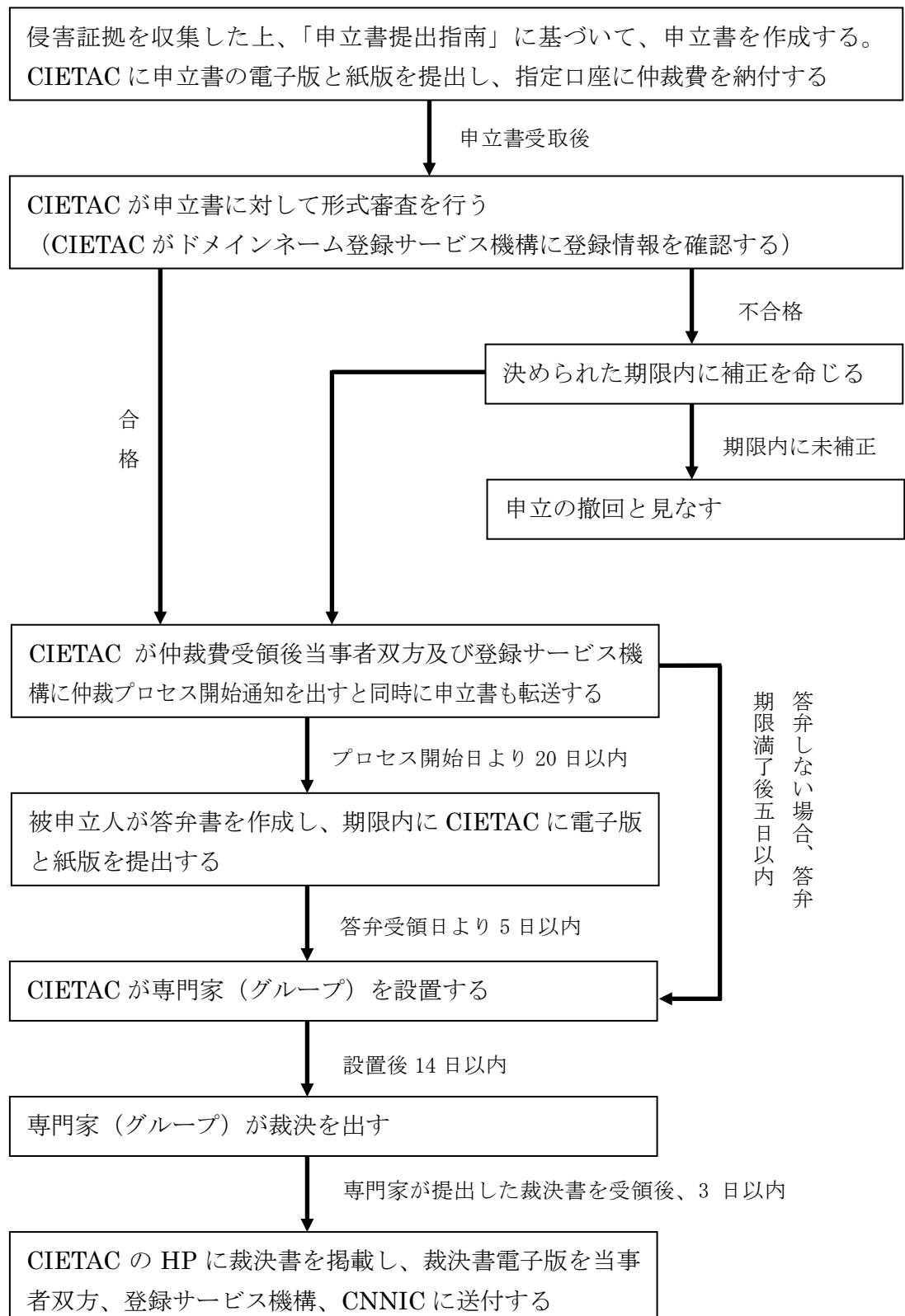
	● 相手側が高額の売却価格を要求する場合は、ドメインネームを譲渡してもらうことが困難である。
ドメインネーム争議 解決センターによる 仲裁	上述の警告状の発送及び交渉を通じて係争ドメインネームを譲渡してもらえない場合、又は、上記ルートを経由したくない場合、紛争解決センターに異議申立を提出することで、紛争を解決することができる。 <u>メリット</u>： ● 相手側との困難な交渉を回避することができる。 ● 勝訴した場合は、不正登録者を經由せず、ドメインネーム登録サービス機構よりドメインネームが権利者に移転される。 <u>デメリット</u>： ● 仲裁費用がかかる。 ● 相手側が民事訴訟を提起する場合、仲裁裁決が発効できず、訴訟に応訴しなければならないので、さらに、訴訟費用がかかる。
民事訴訟	上述のルートを通じて満足できる結果を得られなかった場合、最終的な解決ルートとして民事訴訟の提起が考えられる。 <u>メリット</u>： ● 最終的な救済方法として、確実に権利を保護することができる。 <u>デメリット</u>： ● コストがかかる。 ● 解決するまでの時間が長くなる。 ● 裁判所の証拠に対する要求が高く、公証付きで証拠を収集する必要がある。

ドメインネーム紛争の救済ルートについて、中国の現状から見れば、ドメインネーム紛争解決センターに異議申立を行い、仲裁により対応するケースが多くなっています。以下、仲裁について、詳しく説明します。

仲裁機構	
国際ドメインネーム .com/.net/.org等	アジアドメインネーム紛争解決センター（ADNDRC）北京秘書 処 HP : https://www.adndrc.org/bjc_home.html
国別ドメインネーム .cn/.中国/.公司等	中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センター （CIETAC） HP : http://dndrc.cietac.org
異議申立手続の依拠規則	
国際ドメインネーム	ICANN が 1999 年に採用実施した ● 「統一ドメインネーム紛争解決政策」 ● 「統一ドメインネーム紛争解決政策に関する規則」 アジアドメインネームが 2002 年 2 月から実施した ● 「アジアドメインネーム紛争解決センター補充規則」
国別ドメインネーム	CNNIC が制定した ● 「中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法」（2012 年 6 月 28 日から施行） ● 「中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則」（2012 年 6 月 28 日から施行） 中国国際経済貿易仲裁委員会が制定した ● 「『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法』に関する中国国際経済貿易仲裁委員会の補充規則」（2012 年 6 月 28 日から施行）
認定標準	
国際ドメインネーム	異議申立人は下記 3 種類の状況が同時に存在することを証明する必要がある。 ① 係争ドメインネームが、申立人が権利を享有する商標又は役 務マークと同一又は極めて類似していて、混同を引き起こし やすいこと ② 被申立人が係争ドメインネームについての権利又は正当な

	利益を有していないこと ③ 係争ドメインネームが既に登録され、かつ、悪意で使用されていること
国別ドメインネーム	下記条件を満たす場合、関連異議申立は支持されるべきである。 ① 係争ドメインネームと申立人が民事権益を有する名称又は標識が、同一又は混同を招くような類似性がある場合 ② 係争ドメインネームの所有者が、ドメインネーム又はその主要部分に対し、合法的な権益を有していない場合 ③ 係争ドメインネームの所有者がドメインネームの登録又は使用において、悪意を有している場合

CIETAC と ADNDRC 北京秘書処の異議申立手続きは基本的に同じですが、以下は、国別ドメインネーム異議申立手続きを例として、説明します。



留意点

- ◇ 係争ドメインネームの登録期限が 2 年を超えた場合、ドメインネーム紛争機構は異議申立を受理しません。
- ◇ 異議申立の提出から裁決の発行まで、通常、2～3 ヶ月間かかります。
- ◇ 裁決プロセスで使用する言語は原則的に中国語です。
- ◇ 申立人が勝訴し、且つ被申立人が 10 日以内に提訴しない場合、ドメイン登録サービス機構は裁決内容に従い、係争ドメインネームを権利者に移転することができます。

 CIETAC 仲裁費一覧表 <http://dndrc.cietac.org/static/cnddr/frmaincnddr.html>

専門家 構成	紛争ドメイン ネーム数量	費用全額 (CNY)	管理費 (CNY)	専門家費 (CNY)	
1 人	1	8,000	4,000	4,000	
	2 ～ 5	12,000	6,000	6,000	
	6 ～ 10	16,000	8,000	8,000	
	10 以上	紛争解決機構 によって決定	紛争解決機構に よって決定	紛争解決機構によって決定	
3 人	1	14,000	6,000	8,000	首席：4,000
					その他：2,000/人
	2 ～ 5	20,000	8,000	12,000	首席：6,000
					その他：3,000/人
	6 ～ 10	24,000	9,000	15,000	首席：7,000
					その他：4,000/人
	10 ～ 以上	紛争解決機構 によって決定	紛争解決機構に よって決定	紛争解決機構によって決定	

ADNDRC 仲裁費一覧表https://www.adndrc.org/bjc_schedule_fees.html

紛争ドメイン ネーム数量	専門家費用		センター 管理費	費用全額	
	1 人	3 人		1 人	3 人
1～2 件	US\$700	首席専門家: US\$1,000 協力専門家: US\$600/人	US\$600	US\$1,300	US\$2,800
3～5 件	US\$900	首席専門家: US\$1,200 協力専門家: US\$700/人	US\$700	US\$1,600	US\$3,300
6～9 件	US\$1,100	首席専門家: US\$1,400 協力専門家: US\$800/人	US\$800	US\$1,900	US\$3,800
10 件以上	センターの関連秘書処によって決定				

第2節 商号の問題

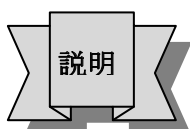
1. 商号の登記手続き



企業名称の登記は、行政許可に属する一種の審査確認制度です。国家工商行政管理総局と各地方工商行政管理局が「企業名称登記管理規定」、「会社登記管理条例」等に基づいて、該行政区域の範囲で統一管理を行い、級別登記管理を実施します。中国における企業名称登記を含む会社登記の手続きについて、以下のよう

に簡単に紹介します。

- ① 会社を設立しようとする際に、まず、現地の工商行政管理局に会社名称に対する予備申請を提出します。
 - ② 工商行政管理局は、申請の会社名称が先行登記の名称と抵触があるかどうか、及びほかの違法事項があるかどうかを審査します。
 - ③ その会社名称が許可された場合、「企業名称予備審査通過通知書」が発行されます。当該通知書の有効期間は6ヶ月となります。
 - ④ 当該期間内に、商務局、工商行政管理局、税務局及び技術監督局などの主管機関に、会社設立の申請を進めなくてはなりません。
 - ⑤ 当該期間は延長することも可能で、期間満了日の1ヶ月前に期間延長申請を提出することができます。但し、当該延長期間は6ヶ月を超えてはなりません。
- また、有効期間を超えた場合、予備審査を通過した会社名称は無効になります。



企業名称の登記は、事前審査の手続きを経なければなりません。企業名称予備審査を申し出る場合、工商行政管理機関は、一般的に、同業種の他の企業名称と同様であるか否かを審査します。また、地区によって係る規定が異なりますが、一部の地区では、著名商標、世界企業 500 社ランキングに入っている企業商号、当地の著名商標、全国重点保護商標、中華古商号、有名人の氏名等の内容を含む場合、企業名称として登録することができません。

2. 商号に関する紛争

商標と企業名称は、いずれも企業又は商品・役務の標識です。表面上は、企業名称は、商業主体を区別し、商標は、商品を区別するものですが、両者は、商業標識として、何れも、商品と役務の出所を区別する類似する役割を果たしています。

中国では、企業名称と商標の抵触事件は数多く存在しており、日増しに深刻化しています。

商号紛争の原因

法律面	商標及び企業名称は異なる法律と異なる手続きを通じて登録される。商標登録を管轄する国家工商総局商標局と、商号登録を管轄する各地方工商行政管理局との間には、商標に関するクロスリサーチのシステムがない。両者は、許可条件、手続き、保護範囲等において、異なっている。
事実面	不正業者が悪意で他人の商標を商号として登録して、消費者を誤認させることを通じて不当利益を獲得する。

商号登記について、工商行政管理局は権利存在状況を全面的に調査しないので、合法的に登記された商号でも、他人の先行商標権を侵害する可能性があります。同様に、合法的に登録された商標権も、他人の先行商号権に対する侵害を構成する可能性があります。

3. 救済手段

合法的に登記された企業名称が先行商標権を侵害した事件について、相手側の企業名称を変更/抹消させて、侵害行為を差し止める必要があります。先行商標権者は、以下のような救済手段を取ることができます。

①	相手側に警告状を送付して、商号を変更するよう交渉する。
②	工商行政管理局に商号の変更/抹消請求を提出する。 <u>法律根拠</u>

	➤ 「企業名称登記管理規定」第5条 登記主管機関は既に登録した不適切な企業名称を是正する権限を有する。上級登記機関は下級登記機関が許可した不適切な企業名称を是正する権限を有する。 既に登録した不適切な企業名称について、<u>いかなる企業・団体又は個人も登記主管機関に是正するよう要求することができる。</u> ➤ 「中華人民共和国商標法实施条例」第53条 商標権者は、自分の<u>著名商標</u>が他人により企業名称として登記され、公衆が騙され又は公衆誤認をもたらすおそれがあると考えた場合には、企業名称登記主管機関に当該<u>企業名称の登記の取消を請求することができる。</u>企業名称登記主管機関は「企業名称登記管理規定」に基づき処理する。 ➤ 「商標及び企業名称に係る若干問題の解決に関する国家工商行政管理局の意見」 第4条 商標中の文字は、企業名称中の屋号と同一又は類似する場合、他人に市場主体及びその商品又は役務の出所を誤認させ（誤認させる可能性も含む）、不正競争行為を構成すれば、<u>法により、差し止めなければならない。</u> 第5条 前条でいう「混同」とは、下記の内容が含まれる ①他人の企業名称中の屋号と同一又は類似の文字を商標に登録し、関連公衆に、企業名称の所有者及び登録商標の商標権者を誤認させ、又は誤解させる場合。 ② 他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業名称中の屋号として登記し、関連公衆に、登録商標権者及び企業名称の所有者を誤認させ、又は誤解させる場合。
③	不正競争又は商標権侵害を理由に、裁判所に民事訴訟を提起する。 <u>法律根拠</u> ➤ 「中華人民共和国商標法实施条例」第53条（上記内容参照） ➤ 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高裁の解釈」第1条

	以下の行為は商標法第52条第5項に規定された他人の登録商標専用権を侵害する行為に属する。 ① <u>他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業名称とし、同一又は類似する商品に際立って使用し、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があるもの。</u> ② 他人の著名商標又はその主要な部分を複製、模倣、翻訳し、同一でない又は類似でない商品に商標として使用し、公衆を誤認させ、当該著名商標登録人の利益に損害を与える可能性があるもの。 ③ 他人の登録商標と同一又は類似する文字をドメイン名として登録し、そして当該ドメイン名を通じて関係商品の電子商取引を行い、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があるもの。 ➤ 「登録商標、企業名称と先行権利との抵触に係る民事紛争事件の審理における若干の問題に関する最高裁判所の規定」第4条 訴えられた企業名称が登録商標の専用権への侵害、又は不正競争になった場合、裁判所は原告の請求及び事件の具体的な事情に基づき、被告に使用停止、使用の規範化などの民事責任を命じることが出来る。 ➤ 「(2004)民三他字第10号書簡の伝達に関する最高裁判所民事審判第三庭の通達」第2条 信義誠実の原則に違反し、他人の登録商標の中における同一な文字又は類似の企業商号を使用することによって、十分に関連している公衆に商品又は役務の出所に対して混同を生じさせる場合、当事者の訴訟請求に基づき、民法通則の関連規定及び不正競争防止法の第2条の第1、2項の規定により、不正競争の行為を構成するか否かについて審査し、行為者の民事責任を追及することができる。
--	---



合法的に登録された企業名称が他人の先行商標権を侵害した事件について、相手側に警告状を発送して企業名称を変更するよう交渉する救済手段は、コストを低く抑えられます。但し、相手側が合法的ルートによって企業名称を取得していると抗弁するので、その成功率はあまり高くありません。

また、先行商標権者は、登記主管機関へ、企業名称の変更、又は、抹消（著名商標の場合可能）を請求することができますが、登記主管機関は積極的に対応してくれず、そ

の実効性も高くないのが実状です。

実務において、裁判所へ訴訟を提起することにより、紛争を解決するケースが多くなっています。その場合、裁判所は、侵害又は不正競争を構成するかどうかを認定しますが、通常、下記の3つの状況において、商標権侵害又は不正競争になると認定します。また、企業名称の使用が、商標権侵害又は不正競争であると裁判所に認められる場合、裁判所は原告の請求及び事件の具体的な事情に基づいて、被告に使用停止、使用の規範化などの民事責任を命じることはできますが、企業名称の変更又は取消を命じることはできません。

他人の著名商標を企業名称で使用する場合
著名商標と同一又は類似する文字を商号として利用し、消費者に誤認を生じさせる場合、商標権侵害を構成する。中国において、著名商標として認定するためには、係る商標の周知度に対する要求が非常に高い。一旦、著名商標として認定されれば、商標上、類別を超える保護を受けられるだけでなく、相手側の企業名称であるとの対抗に対しても、広範囲の保護を受けることができる。
他人の商標を字号として、同一又は類似商品で際立って使用し、 関係公衆の誤認を招きやすい場合
他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業商号として同一又は類似の商品において、際立って使用し、関連公衆を誤認させやすい場合、商標権侵害を構成する。著名商標でなければ、係る登録商標を企業名称として登録することは、禁止されていない。ただし、係る登録商標を同一又は類似商品で際立って使用する場合、関係公衆の誤認を招きやすいので、商標権者に対する侵害と不正競争行為を構成する可能性がある。 企業名称の使用については、企業名称の通常使用（全般態様での使用）、企業名称又は商号の突出使用、企業名称の略称の使用（多くは商号部分の使用）に分けることができる。そのうち、商号とは、企業名称の特定化標識である。中国では企業名称は識別性のある語のほかに地域名と業種と企業の態様で表されるが、そのうち識別性のある語を特に「字号」と称する。 上記のとおり、企業名称の全般使用は、原則として商標権侵害、不正競争には該当しない。但し、企業名称中の商号と同一の商標が高い知名度を有し、著名商標を構成する場

合には、商標権侵害又は不正競争防止法違反となる可能性がある。また、先行商標権がある場合、突出使用・略称使用は、通常「際立った使用」と認定され、商標権侵害又は不正競争防止法違反を構成する可能性が高い。

**信義誠実原則に違反し、他人の登録商標と同一又は類似した字号を使用し、
関係公衆に商品の出所に対する誤認を招きやすい場合**

前項の情況に該当しない場合、裁判所は当事者の請求及び事件の実情に基づき、不正競争を構成するか否かを判断する。例えば、無断で他人の商標を使用して、関係公衆に誤認を生じさせる場合、不正競争を構成する可能性がある。

その場合、企業名称登記行為が信義誠実原則に違反したかどうかを考慮する必要があり、主に、企業名称登録者の悪意の有無を考慮する。

通常、下記の内容を考慮する。

- ① 企業名称登記者は、他人の先行登録商標を知っているかどうか。
- ② 企業名称登記者に係争企業名称を登記する正当な理由があるかどうか。
- ③ 企業名称登記者には、他人の先行登録商標の知名度を利用する意向があるかどうか。
- ④ 関係公衆に誤認を生じやすいかどうか。



商号と商標の抵触の件において、商号が他人の商標権に対する権利侵害を構成するか否かについては、司法実務において、下記の争点を巡って展開されています。

- ① 先行登録の商標権が著名商標であるか否か。
- ② 抵触企業名称が先行権利と同一又は類似するか否か。
- ③ 商号を際立って使用しているか否か。
- ④ 関連公衆に誤認・混同を生じさせるおそれがあるか否か。
- ⑤ 抵触企業名称の登記者の主観的な悪意があるか否か。

4. 香港商号について

近年、不正業者が香港で著名商標又は著名商号等が含まれている企業名称を無断で登

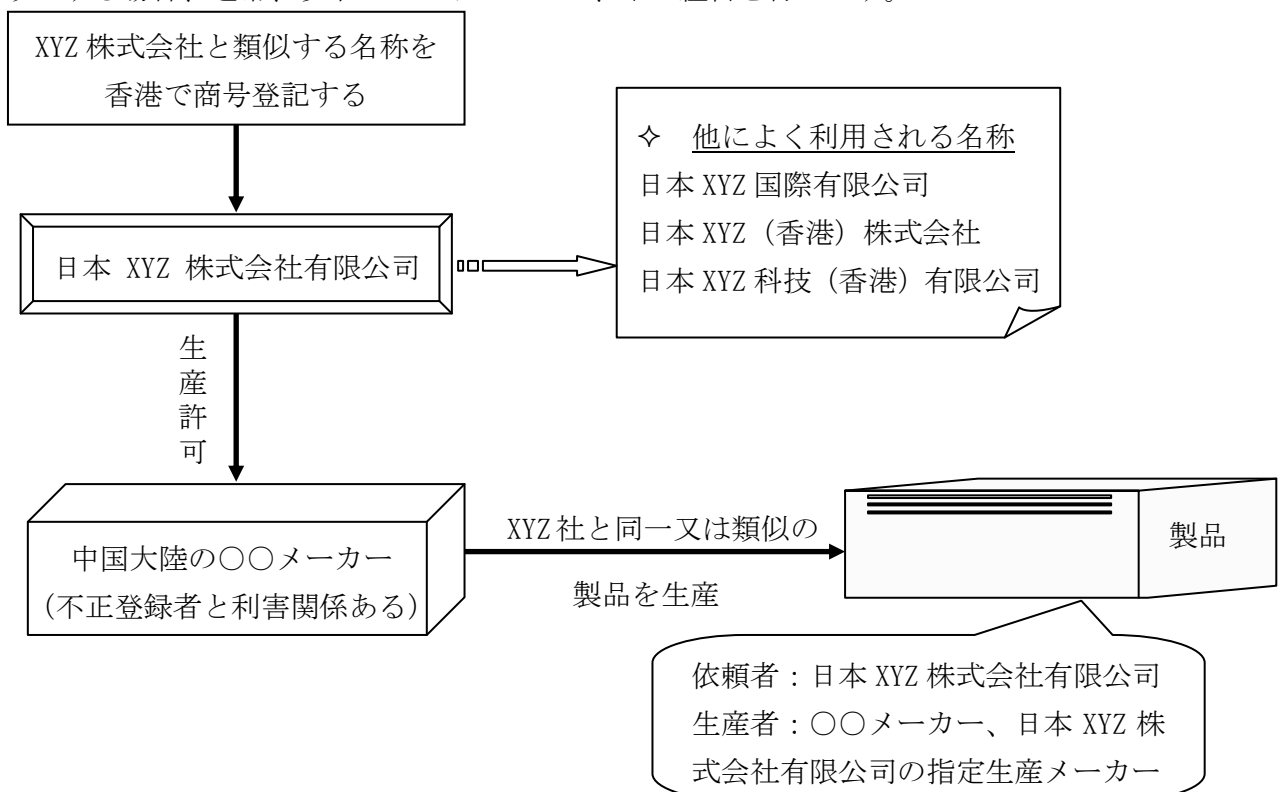
記し、中国大陸のある企業が当該香港で登記したダミー企業から「生産許可」を得たとして、著名商標又は著名商号の所有者と同一又は類似する製品・役務を提供するケースが多発しています。消費者は通常、関連製品・役務は著名商標又は著名商号の所有者が提供したものであると誤認し、侵害品を購入してしまう例が多発しています。

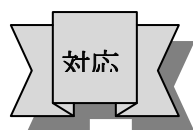
香港商号紛争の原因

法律面	香港は、中国大陸とは異なる法体制を有し、企業名称構成の自由度が高いため、既存企業と完全に一致する名称でない限り、通常登録される。
事実面	不正業者が悪意で他人の商標又は商号を登録し、当該商号が大陸のある企業に「生産許可」する形式で、消費者を誤認させて不当利益を取得する。その場合、香港で商号を登録した者と大陸の「生産許可」を得た企業の責任者が同一人物であることも少なくない。

香港商号の不正登録使用例

→ある模倣業者が日本の大手会社である「XYZ 株式会社」の名義で模倣品の経営をしようとする場合、通常、以下のルートによって、不正経営を行います。





このような事件について、ひとまず、香港において登録されている商号を変更/抹消させる必要がありますが、通常、次のような解決ルートがあります。

①	相手側に警告状を送付して企業名称を変更するよう要求する。 <u>メリット</u>： ● コストが少なくて済む。 ● 紛争解決までの時間が短い。 <u>デメリット</u>： ● 企業名称変更の目的を実現しにくい。
②	香港の会社登記所にクレームを提出して、係争企業名称を変更/抹消させるよう要求する。 <u>変更の条件</u>：相手側の企業名称がその前に登記された現有の企業名称と同一又は類似する場合、会社登記所の所長は係争企業名称の登録日から起算して 12 ヶ月以内に、当該会社に企業名称を変更するよう命じることができる。 <u>抹消の条件</u>：ある会社が営業状態にない場合、会社登記所の所長は当該企業名称を登記簿から抹消することができる。通常、連続 3 年間年度申告表を提出しなかった場合、営業状態にないとみなされる。 <u>メリット</u>： ● コストが安くて済む。 ● 相手側との繁雑な交渉が回避される。 <u>デメリット</u>： ● 時間がかかる ● 企業名称の変更申請において、その前に登録した企業名称とは類似しないとの理由で棄却されるケースが少なくない。 ● 企業名称の抹消申請において、相手側が連続 3 年間偽りの年度申告表を提出した場合、証拠を提出して相手側が確かに営業していないことを証明すべきであるが、その証拠の収集は難しい。

③	裁判所に商標権侵害又は不正競争等を理由に民事訴訟を提出する。 <u>訴訟の条件等</u>：香港において係争商号に係る登録商標を有する場合、商標権侵害を主張することができる。登録商標を有しない場合、自社の商号権に基づき、不正競争等を主張することができる。その場合、自社商号の高い周知度を証明することができなければならない。そのため、商標権侵害を主張するほうが、不正競争を主張するより簡便に行える。 <u>メリット</u>： ● 相手側が抗弁しないケースが多いので、比較的勝訴判決を得やすい。 <u>デメリット</u>： ● 判決後の、抹消手続きに時間がかかる。 ● 商標権侵害を主張する場合、証拠の収集はそれ程難しくないが、香港において、登録商標がなく、商号の高い周知度で相手側の侵害を主張する場合、その周知度に関する証拠の収集は難しい。 ● 費用がかさむ。
---	--

第3節 並行輸入

1、並行輸入に関する概要と処理現状



「並行輸入」(Parallel Imports)とは、通常、輸入業者が関連する知的財産権者による許諾を得ずに、権利者がその他の国や地域で販売し、又は権利者がその販売に同意している製品を、知的財産権者又は独占許諾者所在の国若しくは地域へ輸入することを指しています。

◆ 並行輸入の特徴

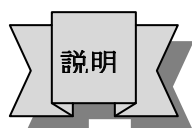
①	輸入された商品は特定の知的財産権と関係がある。
②	輸入国における当該知財権の権利者と輸出国における当該知財権の権利者は同じである。
③	輸入された商品は、合法的な由来がある。輸出国で、権利者又は被許諾者から合法的に取得した製品である。つまり、真正品である。
④	輸入された商品は安い価格で、輸入国における同一知的財産権商品と競合する。
⑤	製品の輸入は、権利者からの許諾を得ていない。

◆ 並行輸入の処理現状

知財権の種類によって、係わる製品の並行輸入に対する処理も異なっています。

専利権	専利権侵害とならず、自由に使用・販売されている。
商標権	法律規定が不明確で、状況によって、処理が違う。
著作権	法律規定が不明確で、状況によって、処理が違う。

2. 専利製品の並行輸入



中国では、専利権の国際消尽原則について明文化することによって、専利製品の並行輸入が容認されています。

旧専利法 第63条	次の各号の一つに該当するときは、専利権の侵害とみなさない。 ① 専利権者が製造、輸入した製品又は専利権者の許諾を得て製造、輸入した専利製品又は専利方法により直接得た製品が販売された後に、その製品の使用、販売の申出、又は販売を行う場合。
改正専利法 第69条	次の各号の一つに該当するときは、専利権の侵害とみなさない。 ① 専利権者またはその許諾を得た機関又は組織又は個人が、専利製品又は専利方法により直接得た製品を販売した後に、当該製品の使用、販売の申し出、販売、 輸入 を行う場合。

2009年10月1日から施行された中国改正専利法の第69条には、「輸入」が加えられました。国際消尽論に関する当該規定によって、専利製品の並行輸入は、中国において専利権侵害とならないことが法律上明確に認められることになりました。

つまり、専利権者又はその許諾を得た者が海外で専利製品又はその専利方法によって直接に得た製品を販売した後に、誰でもそれを購入して中国へ輸入することができます。且つ、輸入者又は第三者がこの輸入した製品を中国で販売・販売の申出・使用することは侵害となりません。

中国では現在、具体的な国情及び産業の発展段階に基づいて、ハイテク分野における一部の製品、部品、原材料は、依然として輸入に依存しています。また、国民の健康問題を解決し、健康危機を回避するために、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）などのような非常事態が発生した場合、外国から緊急に関連専利薬品を輸入することが必要となります。したがって、この法改正による重大な影響の一つとして、並行輸入を許可する規定を追加しました。これにより、ある程度ハイテク技術設備が中国に入るように後押しし、中国にて製造できない又は製造能力が足りない専利薬品を外国から輸入できるようにしています。

3. 商標権に関する並行輸入

説明

中国では現在、専利法の第3回改正により、専利製品の並行輸入は認可されています。しかし、商標法及び関連法規においては、並行輸入に関する規定が一切ありません。商標の並行輸入に対して、以下のように2つの異なった意見が存在しています。

商標権侵害と なる	<u>理由</u> ① 知的財産権の地域性に鑑み、知的財産権は一定の地域において、有効でかつ合法的に存続している。商標権の地域性に鑑み、各国の法律により生じた商標権は、独立して存在しているもので、一国での権利消尽は、その他の国でも消尽になるとは限らない。 ② 輸入者が、商標権者の許諾を得ずに、同一の商品を輸入・販売することは、商標権者の宣伝成果を無償で利用したことになり、商標権者の利益を損害している。そのため、並行輸入を認めれば、商標権者にとって、不公平となる。しかも、現有の商品市場の秩序を破壊する可能性もある。商標権者の宣伝成果と現有の市場秩序を守るため、並行輸入を禁止すべきである。
商標権侵害と ならない	<u>理由</u> ① 知的財産権の権利消尽原則に基づき、知的財産権利製品を一度販売すれば、その知的財産権が消尽される。輸入・販売された正規品に対し、商標権者または被許諾者は、権利行使することができない。 ② 並行輸入は、消費者に安い価格で高品質の製品を提供でき、消費者にとって有利である。中国の経済現状によれば、自由貿易を奨励するため、商標の並行輸入に対し、厳しい政策をとることは、適当ではない。

上記のように、商標の並行輸入に関して、明確な法律規定がないので、司法実務においても、明確に並行輸入を禁止したり、支持する判例はありません。

商標権に関する並行輸入事件について、裁判所は通常、商標権の並行輸入に対して一

刀両断に判断することを回避し、事件の実情に応じて、現有の法律条項、法理、立法主旨に基づき、ケースバイ・ケースで商標権侵害となるかどうか、又は不正競争になるかどうかを分析しています。商標の信用を損害し、又は消費者を誤認される行為があれば、商標権侵害又は不正競争になると判断する傾向が高くなっています。下記の実例をご参照ください。

◆ 関係判例

※ 判例 1：合肥利華洗濯剂有限公司が防城港对外貿易公司を訴えた商標権侵害訴訟事件

事件番号：不明

裁判所：広西チワン族自治区防城港市中等裁判所

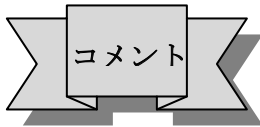
一審結審日付：2002 年 6 月 10 日

☆ 経緯

原告合肥利華（Unilever）洗濯剂有限公司（以下、「利華公司」という）は、2000 年 5 月 1 日に、オランダユニリーバ（Unilever）との間で「OMO」商標使用許諾契約を締結し、かつ、2000 年 10 月 1 日に「補充契約」を締結した。当該契約に基づき、利華会社が中国において「OMO」商標の独占使用権を取得した。なお、オランダユニリーバは税関に、該商標権を登録した。2001 年 12 月 31 日に、利華公司是、被告防城港对外貿易公司（以下、「外貿公司」という）がもう一人の被告である梁慶光氏の依頼を受けて、自社の許諾を得ずに、ベトナムから 1.8 トンの「OMO」ブランド洗濯剂を輸入したという情報を税関から入手した。利華会社の申請に応じて、関係輸入品が東興税関に差し押さえられた。その後、利華公司是、裁判所に訴訟を提起した。

原告は、両被告の行為が原告の「OMO」商標の独占許諾使用権を侵害したと主張した。それに対し、両被告は、輸入した洗濯剂は、ベトナムの合法販売者から購入し、合法的な手続きを経て、輸入したものであると反論した。

裁判所は、「両被告は、原告の許諾を得ずに、『OMO』商標を使用した商品を外国から輸入した。しかも、当該輸入品について、商標所有者が生産し、または商標所有者の許可を得てから生産したものであることを証明できない。したがって、その輸入行為は『中華人民共和国商標法』に違反し、原告の上記登録商標の独占使用権を共同に侵害したことになる。」と判断した。



当該事件において、権利者は商標権侵害の理由で、関係製品の輸入・販売者を訴えました。裁判所は、被告に関係製品を商標権者から取得し、又は商標権者の許可を得ている者から取得されていることを証明できる証拠を要求しました。しかし、被告は立証できなかったため、裁判所は、原告の商標権侵害主張を支持しました。

当該事件では、裁判所は、商標権の並行輸入に対する原則を回避し、被告の立証不能を理由として、原告の主張を認めました。しかし、被告が輸入・販売した製品が正規品であることを証明することができれば、侵害となるかどうかは不明です。

※ 判例 2：北京法華毅霖商貿有限責任公司在北京世紀恒遠科貿有限公司、重慶大都会広場太平洋百貨有限公司を訴えた不正競争訴訟事件

事件番号：不明

一審裁判所：北京市朝陽区基礎裁判所

二審裁判所：北京市第二中等裁判所

結審日付：不明

一審結審日付：2002 年 6 月 10 日

◇ 経緯

フランス An'ge(アンジュ)社は、「An'ge」商標専用権を享有している。2000 年 10 月 30 日に、原告北京法華毅霖商貿有限責任公司是フランス「An'ge」社と商業許諾契約を締結した。当該契約に基づき、原告は、北京、重慶等の地域において「An'ge」商標の独占使用許諾権及び販売権を有していた。第一被告北京世紀恒遠科貿有限公司は、第二被告重慶大都会広場太平洋百貨有限公司で、ブランド専売ブースを作り、香港瑞金公司から購入し「An'ge」ブランド服装を販売した。

原告は、被告が授權を得ずに、関連製品を販売したことは、原告の独占經營権を侵害し、信義誠実の原則に違反していると主張した。それに対して、被告は、原告の独占經營権は、契約以外の第三者に対抗することができず、被告が販売した製品が合法的に授權を得て、原告の権利を侵害していないので、不正競争にならないと反論した。

一審裁判所は、「原告がフランス An'ge(アンジュ)社から取得した『An'ge』及びその製

品の独占販売権は合法的且つ有効的な権利であるが、当該権利は、他の経営者が同一の市場で『An'ge』服装を合法的に経営する行為を排斥することができない。二被告の行為は合法的な経営なので、中国の不正競争防止法に違反していない。」と認定し、原告の訴訟請求を棄却した。

二審裁判所は、「関連輸入品が確かに権利者によって製造された正規品で、且つ被告は、正当な通関手続きを行っている。そのうえ、被告は、製品を販売する際に、消費者に『An'ge』ブランドの出所及び販売者に対する誤解及び混同させることがなかった。被告の行為が不正競争となるという原告の主張には、事実と法的根拠がない。」と認定し、一審判決を維持した。



当該事件において権利者は、信義誠実原則に違反し、不正競争を構成するという理由で、並行輸入業者を訴えました。裁判所は、並行輸入業者の経営手続きが正当且つ合法であるかどうか、消費者に誤認を生じさせる行為があるかどうかを審査しました。その結果、並行輸入業者は、正当に取引し、輸入手続きも合法的で、消費者に誤認される如何なる行為もないので、信義誠実原則に違反せず、不正競争とならないと判断しました。

当該事件において、裁判所は、権利者が不正競争の理由で提訴したので、信義誠実原則に違反するかどうか、不正競争行為があるかどうかを審査しました。商標権侵害の理由で提訴すれば、支持されたか否かは分かりません。但し、裁判所は、並行輸入の合法性を認めたようなので、商標権侵害の理由で提訴しても、支持されない可能性が高いと考えられます。

※ 判例3：ミシュラングループが談国強、歐燦を訴えた商標専用権侵害訴訟事件

裁判文書番号：(2009)長中民三初字第0073号

裁判所：長沙市中等裁判所

一審結審日付：2009年4月24日

◇ 経緯

19世紀末20世紀初、ミシュラングループ（以下、「原告」という）が中国で「タイヤ＋人図形」及び「MICHELIN」商標をタイヤ及び車輛などの関連製品区分に登録した。

2008 年、原告は談国強と歐燦が自社の登録商標専用権を侵害する製品を経営・販売しているのを発見したので、裁判所に提訴した。

それに対して、被告は、販売しているタイヤは、原告が日本で生産している正規品なので、原告の商標権を侵害していないと反論した。

裁判所は、「当事者双方は、タイヤ関連製品が原告により日本で製造された正規品であること、及びタイヤ関連製品が 3C 認証を得ていないことに対し、異議がない。本件に係るタイヤ製品は、強制 3C 認証が必要な製品である。したがって、3C 認証を得なければ、当該製品が合法的に輸入されたものではなく、且つ中国市場で流通が許可されていない製品であると考えられる。当該製品は、原告が日本で製造したものであるが、原告の許可と品質認証を得ずに、中国で販売されたことは、違法行為である。しかも、当該製品は性能及び安全面においてリスクがあるので、商品品質及び商品提供者の信用を保証する商標の役割を破壊し、原告の登録商標専用権に事実上の損害を与えた。」と判断した。したがって、両被告の販売行為は、原告の登録商標専用権の侵害行為に当たり、販売停止と損害賠償の責任を負担しなくてはならないと言い渡した。



当該事件において権利者は、商標権侵害の理由で、輸入品の販売者を訴えました。関連輸入品は、確かに外国で製造・販売された正規品ですが、中国の関連製品に関する強制認証を得ていないので、中国における販売が許可されていません。このような製品の販売は、中国の消費者にとって、リスクがあり、且つ商標権者の商標信用を損害するおそれがあると判断し、裁判所は、被告の販売行為が商標権侵害となると言い渡しました。

この件において、係る製品は特別な製品で、国家安全認証を得なくては、販売できない製品でした。輸入品が安全認証を得ることなしに、商標付きで販売されていたので、その使用によって万が一損害がもたらされた場合、消費者は、商標権者の責任を追究することができます。したがって、このような輸入品の販売は、商標の信用に影響を与えるので、商標権侵害となると判断されました。しかし、輸入品が特別な認証手続きが必要ではない製品であり、且つ関係輸入品の販売が商標の信用に影響を与えることを証明できない場合、同様に商標権侵害となるかどうかは分かりません。

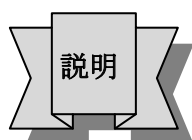
※ まとめ

商標の並行輸入について、前述のように、法律規定が不明確なので、正当な税関手続きを経て、並行輸入された製品に対して、権利行使することは難しくなっています。実務上、状況に応じて、処理が異なっています。

また、理論界では、下記の状況下では、商標並行輸入の例外に該当し、通常、商標権侵害又は不正競争を構成すると認められます。

- | |
|---|
| ① 並行輸入の商品に対する新たな包装、標識、広告方式などにより、不適切な変更をすることで、商品本来のオリジナル状況が損なわれ、又は商標権者の商標信用に損害をもたらした場合。 |
| ② 商標権者が、他の国における商標権譲受者又は受諾者との間で関連協議書を締結することにより、商品の輸出地域を明確に限定し、又は当該商標付き商品の並行輸入を明確に禁止している場合。 |
| ③ 並行輸入の商品と輸入国の国内同一ブランド商品とを比較し、成分、品質、保証、味又はアフターサービスにおいて実質的な差異を有するものの、消費者が容易に識別できる顕著な方式による表示をしていない場合。 |
| ④ 商品に係る通常のアフターサービス及び保証を有していない場合。 |

4. 著作物の並行輸入



中国の著作権法及び関連法規には、並行輸入に関する規定が一切ありません。また、実務においても、著作物の並行輸入に関する典型的な訴訟事件が発生していないので、著作権の並行輸入に関する中国の裁判所の観点もはっきりしないのが現状です。また、並行輸入に関する学界の研究も、主に、専利と商標分野に集約されているので、著作物の並行輸入について、学界における権威的な意見も形成されていません。勿論、著作物の並行輸入についても、下記のとおり、禁止と許可の2つの異なる意見が存在していますが、ご参考までに紹介します。

禁止	著作権は、地域性を有していない。しかも、「著作権法」第 24 条によれば、著作物の使用権には、専有使用権と非専有使用権がある。 上記法律規定によれば、中国において、専有使用権を有する主体は、関連機関へ著作物の並行輸入を制止するよう求めることができる。それに対して、専有使用権を有していない場合、著作物の並行輸入は許可されるべきである。
許可	「著作権法」と「著作権実施条例」には、並行輸入に関する規定がない。また、「国際著作権条約実施規定」には、著作物に対して保護をしていない国からの複写品は、その輸入を禁止すると規定している。 したがって、現有の法律によれば、著作物に対して保護をしていない国からの複写品は輸入を禁止されているものの、著作物に対して保護をしている国からの複写品の輸入は禁止されていなく、これらの国からの著作物の並行輸入は許可されている。